

障生 第2019号
平成29年3月13日

指定共同生活援助事業所 代表者 様

大阪府福祉部障がい福祉室生活基盤推進課長

障がい者グループホームにおける防火安全体制の徹底について（通知）

障がい者グループホームの防火安全体制については、これまで、集団指導や実地指導等を通じて運営事業者に対し、適切な整備等をお願いしてきたところですが、3月12日に愛媛県松野町の障がい者グループホームにおいて火災が発生し、人的被害が発生しました。

つきましては、改めて「大阪府指定障害福祉サービス事業者の指定並びに指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成24年大阪府条例第107号。以下「基準条例」という。）第201条において準用する第72条に基づく非常災害対策として、消防設備その他非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、下記の点検事項の実施状況を点検するなど、防火安全体制の徹底をお願いいたします。

記

1. 非常災害対策の適切な実施

グループホームを運営する事業者は、基準条例第201条において準用する第72条に基づく非常災害対策について、同条に定める事項の実施状況について、点検を行うこと。また、点検の結果、適切な対応が取られていない場合には、速やかな対応を講じること。

【点検事項】

- ① 非常災害に関する具体的な計画の策定状況
- ② 非常災害時の関係機関への通報及び連絡のための整備状況
- ③ ①及び②の事項の定期的な従業者に対する周知状況
- ④ 定期的な避難・救助等の訓練の実施状況

2. 地域住民等との連携

基準条例第201条において準用する第72条第1項に基づく関係機関への通報及び連絡体制の整備に当たって、策定された非常災害に関する具体的な計画等をより効果的なものとするためには、日頃から近隣住民等との連携を図ることが極めて重要であり、火災等の際に消火・避難等の協力が得られるような体制作りに努めること。また、点検の結果、適切な対応が取られていない場合には、速やかな対応を講じること。

【点検事項】

- 近隣住民等との連携状況

3. 消防法その他の法令等に規定された設備の確実な設置

基準条例第201条において準用する第72条第1項に基づく消防設備の設置状況について点検を行うこと。点検の結果、適切な対応が取られていない場合には、速やかな対応を講じること。

【点検事項】

- 消防法その他の法令等に規定された設備の設置状況

グループホーム等における消防設備の設置義務

【(新設)平成27年4月～(既設※1)平成30年4月～】

対象施設	スプリンクラー設備 ※3		自動火災報知設備		消防機関へ通報する火災報知設備	
	改正前	平成27年4月～	改正前	平成27年4月～	改正前	平成27年4月～
【入所施設（障害児・重度障害者）、 <u>グループホーム</u> （重度）】 ※消防法施行令別表第1（6）項口関係						
①障害児施設（入所） ②障害者支援施設・短期入所・ <u>グループホーム</u> （障害支援区分4以上の者が概ね8割を超えるものに限る。）	275m³以上	全ての施設 ※2を除く。		全ての施設		全ての施設
【上記以外（通所施設等）】 ※消防法施行令別表第1（6）項ハ関係						
①障害児施設（通所） ②障害者支援施設・短期入所・ <u>グループホーム</u> （障害支援区分4以上の者が概ね8割を超えるものを除く。） ③身体障害者福祉センター、地域活動支援センター、 福祉ホーム、障害福祉サービス事業所（生活介護、 自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）	6000m³以上 (平屋建てを除く)	300m³以上	利用者を入居させ、若しくは宿泊させるもの、 又は、延べ面積が300m²以上のもの		500m³以上	

※1 既存のグループホーム（新築、増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中のものを含む）については、平成30年3月末までの猶予期間あり。

※2 障害支援区分の認定調査項目のうち、障害支援区分4以上で「移乗」「移動」「危険の認識」「説明の理解」「多動・行動停止」「不安定な行動」の6項目のいずれの項目も「全面的な支援が必要」「理解できない」「判断できない」等に該当しない者の数と障害支援区分3以下の者の数との合計が利用者の2割以上であって、延べ面積が275m³未満のもの

※3 防火区画を設けること等による構造上の免除要件あり（別紙）



カスタム検索 ページの翻訳方 レカーフリーから読む ブラウザの初期から読む
文字サイズ:

トップ	くらし・住まい まちづくり	人権・男女 共同参画	福祉・ 子育て	教育・学校・ 青少年	健康・医療	商工・労働	環境・ リサイクル	農林・ 水産業	都市整備・ 観光・文化	都市計画・ 都西整備	防災・安全・ 危機管理	府政運営・ 市町村
---------------------	-----------------------------------	--------------------------------	-----------------------------	--------------------------------	-----------------------	-----------------------	-------------------------------	-----------------------------	---------------------------------	--------------------------------	---------------------------------	-------------------------------

[ホーム](#) > [福祉・子育て](#) > [障がい児・障がい者](#) > [障がい福祉サービス指定事業者のページ](#) > 防犯に係る安全の確保について

[はじめての方へ](#) [サイトマップ](#)

防犯に係る安全の確保について



更新日: 平成30年5月2日

防犯対策マニュアル(ひな型)【大阪府版】について

各施設・事業所等における防犯に係る安全確保対策を推進していただくため、大阪府では、平成28年9月15日付け厚生労働省通知「社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について」等を参考に、防犯対策マニュアルのひな型を作成しました。

防犯対策マニュアルの作成又は見直しの参考として、ご活用ください。

また、防犯に係る自主点検表も再掲します。点検項目は、各施設等における取組みやサービス種別、地域の実情等の実態を踏まえて、適宜、追加・修正等を行ってください。

[防犯対策マニュアル\(ひな型\) \[Wordファイル／251KB\]](#)

[社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保に関する自主点検表\(再掲\) \[Wordファイル／181KB\]](#) ※大阪府や市町村に提出いただく必要はありません。

社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保対策の実態調査(厚生労働省社会福祉推進事業)の結果について

厚生労働省社会福祉推進事業により、株式会社インテリスク総研が実施しました標記調査の調査結果に加え、この度、地域に開かれた社会福祉施設等の防犯・安全確保に関するハンドブックが作成されましたので、ご案内いたします。

【参考】(株式会社インテリスク総研ホームページ)

「社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保対策に関する調査研究事業報告書」

URL:http://www.irric.co.jp/pdf/reason/research/2017_bouhan_report.pdf

「地域に開かれた社会福祉施設等の防犯・安全確保に関するハンドブック」

URL:http://www.irric.co.jp/pdf/reason/research/2017_bouhan_handbook.pdf

[社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保対策の実態調査の結果について\(厚生労働省\) \[PDFファイル／42KB\]](#)

防犯に係る安全の確保に関する取り組み状況調査(大阪府実施)

平成28年7月に発生した、神奈川県相模原市の障がい者支援施設における殺傷事件を契機として、本府におきましては、防犯に係る安全の確保に関する取組状況の調査を実施しました。今回、取組事例を下記のとおり、取りまとめたのでご参考願います。

[防犯に係る安全の確保に関する取組事例について \[Wordファイル／32KB\]](#)

この殺傷事件を受け、厚生労働省通知(平成28年9月15日障障発0915号「社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について」)の記載事項を参考に、防犯に係る自主点検表を作成しました。

点検項目は、各施設等における取組みやサービス種別、地域の実情等の実態を踏まえて適宜、追加・修正等を行ってください。

[社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保に関する自主点検表 \[Wordファイル／181KB\]](#)

※大阪府や市町村に提出いただく必要はありません。

関係通知

[社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について \[PDFファイル／298KB\]](#) (平成28年9月15日 厚生労働省通知)

[津久井やまゆり園の事件による不安を和らげる心のケアの充実について\(府通知\) \[Wordファイル／27KB\]](#) (平成28年8月12日 府通知)

[津久井やまゆり園の事件による不安を和らげる心のケアについて \[PDFファイル／844KB\]](#) (平成28年8月10日 厚生労働省通知)

[警察との協力・連携体制の構築について \[Wordファイル／28KB\]](#) (平成28年8月8日 府通知)

別紙「[PDFファイル／43KB](#)」

[障がい児者の施設・事業所における安全管理の徹底について \[Wordファイル／26KB\]](#) (平成28年7月26日 府通知)

[社会福祉施設等における入所者等の安全確保について \[PDFファイル／111KB\]](#) (平成28年7月26日 厚生労働省通知)

このページの作成所属

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課 指定・指導グループ



障生第2355号
令和2年2月18日

指定障がい福祉サービス事業者様
指定障がい児支援事業者様

大阪府福祉部長

重大事件発生に備えた対応のお願い

今般、府民に危害が及ぶ可能性のある重大事件の発生が続いているおり、各施設におかれましても、訪問者の確認等、不審者への警戒や施設の施錠管理等にご注意をいただいているところと思います。

府では、裏面のとおり、重大事件の発生に関する情報やそれに対する対応等（施設の休館やイベントの中止等）について、情報を発信しています。各施設におかれましては、これら情報を積極的にご活用いただき、施設の対応検討に引き続き遺漏なきようお願いします。

問い合わせ先

〒540-8570

大阪府 福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課
指定・指導グループ

電話：06-6944-6026（直通）

fax：06-6944-6674

メールアドレス：seikatsukiban@sbox.pref.osaka.lg.jp

【重大事件発生に関する府の情報発信ツール】

情 報	発信ツール
府内の重大事件の把握	<p><u>大阪府警察安まちメール</u> (http://www.info.police.pref.osaka.jp/)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・犯罪発生情報（発生日時/発生場所/概要等）や犯罪対策情報等を警察署からリアルタイムにお知らせする情報提供サービス。「重大事件情報」を登録時に選択いただくと、府内の重大事件について、メールで情報提供がされます。 ・別紙をご参考にご登録ください。
府から府民への注意喚起/施設・学校の休館等の把握	<p><u>治安対策課ツイッター</u> (https://twitter.com/osaka_chiantai)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全なまちづくりのための情報を発信。 <p><u>もずやんツイッター</u> (https://twitter.com/osakaprefPR?ref_src=twsrc%5Egoogle%7Ctwcamp%5Eserp%7Ctwgr%5Eauthor)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪府の公式アカウント。大阪府広報担当副知事もずやんが大阪府のお知らせ等を発信。 <p>※両ツイッターでは、一般的な情報提供に加え、重大事件に対する大阪府の対応（各施設の休館やイベントの中止等）について、必要に応じて情報発信を行います。</p>
障がい福祉サービス事業所等のお知らせの把握	<p><u>大阪府障がい福祉サービス指定事業者のページ</u> (http://www.pref.osaka.lg.jp/jigyoshido/jiritu_top/)</p> <p><u>障がい児支援指定事業者のページ</u> (http://www.pref.osaka.lg.jp/chiikiseikatsu/syougaijisien/)</p>

社会福祉施設等における 災害への備えについて

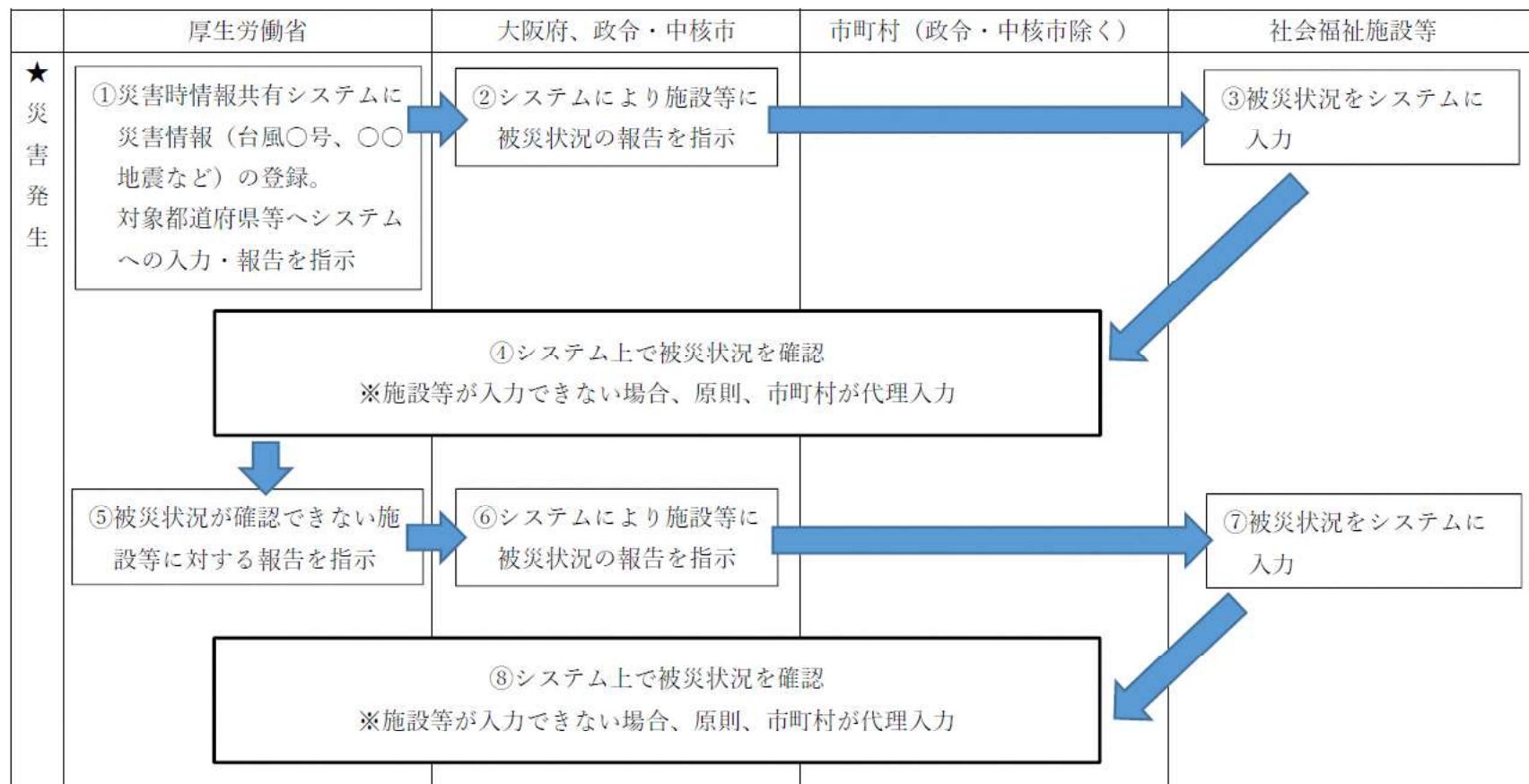
令和5年5月
大阪府福祉部福祉総務課

社会福祉施設等における災害への備えについて

- 1 社会福祉施設等の被災状況の把握
- 2 社会福祉施設等におけるBCP（事業継続計画）の策定
- 3 社会福祉施設等における地震防災対策マニュアルの作成
- 4 非常災害対策計画の策定と避難訓練の実施
- 5 水防法等に基づく避難確保計画の作成と避難訓練の実施
- 6 津波防災地域づくりに関する法律に基づく避難確保計画の策定と避難訓練の実施
- 7 社会福祉施設における災害時の
施設間相互応援協定締結のためのガイドライン
- 8 大阪DWAT（大阪府災害派遣福祉チーム）について
(参考) 避難行動要支援者における個別避難計画の作成

1 社会福祉施設等の被災状況の把握

令和3年度より災害時情報共有システムを用いて、
以下の報告フローで社会福祉施設等の被災状況を把握



※救護施設等や災害時情報共有システムが使用できない場合については、被災状況整理表にて報告

※状況に応じて⑤～⑧を繰り返し ※必要に応じて、市町村から施設等へ被災状況を確認。

施設所在市町村の窓口一覧、様式（記載例）等は、
11頁の府ホームページに掲載

2 社会福祉施設等におけるBCP(事業継続計画)の策定

利用者への支援等の重要な事業を中断させない、
または中断しても可能な限り短い期間で復旧させるために、
BCP（事業継続計画）の策定が有効。

※令和3年度報酬改訂に伴う運用基準の改正により、介護施設・事業所、障害福祉
サービス事業所等におけるBCPの策定が義務化（3年間の経過措置あり）

福祉部出先機関で策定しているBCP（地震災害想定）を基に、
作成のポイントとなる項目をまとめた参考事例や、厚生労働省
作成のガイドラインや研修動画を11頁の府ホームページに掲載
しています。

【作成ポイント】

- ◆非常時優先業務
- ◆業務継続のための業務資源・環境の確保
- ◆業務資源確保等のための平常時からの対策

3 地震防災対策マニュアル

社会福祉施設等が地震や風水害の発生への備えや発生した場合の迅速な避難などを定める防災マニュアルを作成することが有効。作成のポイントとなる項目をまとめた手引書を11頁の府ホームページに掲載しています。

【手引書概要】

- ◆施設における地震防災対策の必要性について
- ◆平常時における地震防災対策
- ◆地震発生後の応急対策

4 非常災害対策計画の策定と避難訓練の実施

平成28年8月31日の台風10号に伴う暴風及び豪雨による災害の発生に伴い、厚生労働省により通知

※令和2年7月豪雨による災害の発生に伴い、非常災害対策計画の策定及び避難訓練実施状況の点検等について、厚生労働省により通知

【通知概要】

- ◆「高齢者等避難」、「避難指示」等の情報把握（施設管理者等）
※令和3年の災害対策基本法改正により変更
- ◆非常災害対策計画の策定及び避難訓練の実施（施設等）
※厚生省令等により義務付け
- ◆計画の策定状況及び避難訓練の実施状況等についての点検及び指導・助言（府及び市町村）

国通知等を踏まえ、8月30日から9月5日までの「防災週間」などの機会を捉え、防災訓練の実施や非常災害対策計画等の見直しに取り組んでいただき、利用者の安全確保や防災意識の高揚に努めていただきますようお願いいたします。

5 水防法等に基づく 避難確保計画の作成と避難訓練の実施

水防法等の一部を改正する法律（平成29年6月19日施行）により、以下の①②をともに満たしている場合、社会福祉施設等において『避難確保計画の作成』と『避難訓練の実施』が義務化

【避難確保計画の作成と避難訓練の実施が義務となる施設】

- ①浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内に存在している
- ②市町村地域防災計画に施設の名称と所在地が記載されている

6 津波防災地域づくりに関する法律に基づく 避難確保計画の策定と避難訓練の実施

津波防災地域づくりに関する法律に基づき、
以下の①②をともに満たしている場合、
社会福祉施設等において『避難確保計画の作成』と
『避難訓練の実施』が義務化

【避難確保計画の作成と避難訓練の実施が義務となる施設】

①津波災害警戒区域内に存在している

②市町村地域防災計画に施設の名称と所在地が記載されている

7 社会福祉施設における災害時の 施設間相互応援協定締結のためのガイドライン

災害時において、自らの施設だけでは対応できない場合の「共助」として、施設間の応援体制整備のための手法である施設間相互応援協定の締結について、協定に盛り込むべき項目や留意点、事例などをまとめたガイドラインを作成

【ガイドライン概要】

- ◆社会福祉施設における災害時の施設間相互応援協定
 - (1) 施設間相互応援協定とは
 - (2) 協定の目的と効果
- ◆施設間相互応援協定の内容
 - (1) 締結主体
 - (2) 協定内容
- ◆参考となる取組み

8 大阪DWAT（大阪府災害派遣福祉チーム）

【大阪DWAT】 ※大阪DWAT登録数 387名（令和5年3月末現在）

◆災害時における、長期避難者の生活機能の低下や要介護度の重度化など二次被害防止のため、一般避難所で災害時要配慮者（高齢者や障がい者、子ども等）に対する福祉支援を行う民間の福祉専門職等で構成されるチーム

【大阪DWAT概要】

◆活動は、被災地の復興と自立を支援するためのものであるため、原則1ヶ月程度

チーム編成	活動場所	派遣期間	主な活動（支援）例
1チーム 5名程度	市町村が設置する小学校等の一般避難所	1チーム 連続5日以内	・アセスメント（避難者への支援） ・相談支援（福祉ニーズの把握） ・日常生活の支援（食事・介護等）

◆福祉専門職（以下の資格・職種でチーム員養成研修を修了した者）

【資格・職種】 介護福祉士、介護支援専門員、社会福祉士、看護師、理学療法士、精神保健福祉士、保育士、その他介護職員など

【平常時におけるチーム員・施設等の活動について】

◆所属する施設・事業所の災害対応力の向上

事業所の避難訓練について、地域と共同で実施など

◆地域との連携<大阪DWATの認知度アップ>

地域のイベントへの参画、住民との訓練の共同実施など

社会福祉施設等における災害への備え (府福祉総務課ホームページ)



「大阪府 社福 災害」で検索ください。

<http://www.pref.osaka.lg.jp/fukushisomu/saigaisonae/index.html>

社会福祉施設等における地震防災指針マニュアルの作成

社会福祉施設等において、地震や悪天候の発生への備えや発生した場合の迅速な避難など、社会福祉施設が作成する防災マニュアルを策定するための手引きを作成しました。

[「社会福祉施設等における地震防災指針マニュアルの作成」のページ](#)

非常災害対策計画の策定と避難訓練の実施

高齢者、障がい児・者、児童・乳幼児などが利用する社会福祉施設等は、非常災害に関する具体的な計画を策定すること、避難路線を実施して非常災害対策計画の内容を実施し見直しを行うことが求められています。

[「非常災害対策計画の策定と避難訓練の実施」のページ](#)

水防法等に基づく避難確保計画の作成と避難訓練の実施

水防法等の一部を改正する法律が平成22年6月13日に施行され、水防法等は土砂災害防止法に基づき、県水害危険区域内又は土砂災害警戒区域内にある社会福祉施設等のうちの町村が地元防災計画にその名前と所在地が記載された施設に対し、避難確保計画の作成と避難訓練の実施が義務付けられました。

[「水防法等に基づく避難確保計画の作成と避難訓練の実施」のページ](#)

津波被害を想定した災害対策マニュアルの策定と避難訓練の実施

津波防災地域づくりに関する法律に基づき、津波災害警戒区域内の要避难者用避難路(主として避難舟、障がい児、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設)のうち、町村が地元防災計画にその名前と所在地が記載された施設に対して、津波の発生時にかかる内情から迅速な避難の確実を図るために必要な措置に関する計画の作成と避難訓練の実施が義務付けられました。

[「津波被害を想定した災害対策マニュアルの策定と避難訓練の実施」のページ](#)

社会福祉施設における災害時の施設開設者と避難指定場所のためのガイドライン

災害において、施設開設者だけでは対応できない場合の「共助」として、施設開設者の自損自創を監視しておくことも求めであり、施設開設者と避難指定場所との連絡について、施設に隣接する駅前や駅舎、事務などをまとめた「社会福祉施設における災害時の施設開設者と避難指定場所のためのガイドライン」を作成しました。

[「社会福祉施設における災害時の施設開設者と避難指定場所のためのガイドライン」のページ](#)

このページの生成履歴

大阪府災害派遣福祉チーム（大阪DWAT）の設置について (府地域福祉課ホームページ)

Google 検索 ベージの探し方 カテゴリーから探す 府庁の組織から探す
文字サイズ： 銀小 標準 拡大

トップ くらし・住まい 入様・男女
まちづくり 共同参画 福祉・
子育て 教育・学校・
青少年 健康・医療 商工・労働
環境・
リサイクル 農林・
水産業 都市魅力・
観光・文化 都市計画・
都市整備 防災・安全・
危機管理 府政運営
市町村

ホーム > 福祉・子育て > 地域福祉 > 大阪府災害派遣福祉チーム（大阪DWAT）の設置について はじめての方へ | サイトマップ

大阪府災害派遣福祉チーム（大阪DWAT）の設置について

メニュー

- 大阪府災害福祉支援ネットワーク
- 大阪DWAT登録・変更等
- 研修
- 訓練
- 要摺・マニュアル等
- 様式一覧
- 説明の可否

〈新着情報〉

令和5年3月
令和5年2月2日 豊能町域 実地訓練等（令和5年1月13日実施）について

DWAT（ディーワット）とは

災害時における、長期避難者の生活機能の低下や要介護度の重複化など二次被害防止のため、一般避難所で災害時要配慮者（高齢者や障がい者、子ども等）に対する福祉支援を行う民間の福祉専門職（※）で構成するチームです。

○ DWAT : Disaster Welfare Assistance Team の略

（※）福祉専門職：介護福祉士、介護支援専門員、社会福祉士、看護師、理学療法士、精神保健福祉士、保育士、その他介護職員等

「大阪DWAT」で検索ください。
<http://www.pref.osaka.lg.jp/chiikifukushi/ddwatto/index.html>

大阪DWATの体制構築

災害時の避難所において、高齢者や障がい者、子ども等の地域の災害時要配慮者が、長期の避難生活を余儀なくされ、必要な支援が行われない結果、生活機能の低下や要介護度の重複化などの二次被害が生じるといった課題が指摘されており、これらの方々の避難生活中における福祉ニーズへの対応が急務となっております。

大阪府においては、平成26年度に、施設団体や職能団体に参画いただき、「大阪府災害福祉支援ネットワーク」を設置して、災害時の支援ニーズについての情報共有や、福祉支援の連携した取り組み等について検討を行って参りました。

平成30年5月には、地震や台風等による多くの自然災害が各地に甚大な被害をもたらしたことを受け、厚生労働省から各都道府県における「災害派遣福祉チーム」の組成等、災害時の必要な支援体制の構築を目的とした「災害時の福祉支援体制の整備に

(参考) 避難行動要支援者における個別避難計画の作成

【個別避難計画とは】

避難行動要支援者（高齢者、障がい者等）ごとに、避難支援者や避難先等の情報を記載した計画。

令和3年5月20日施行の災害対策基本法の改正により、市町村の努力義務化。

⇒市町村が地域防災計画に定めた避難行動要支援者のうち、優先度の高い者を選定し、
おおむね5年程度で作成することを目標とする。

(参考) 個別避難計画で定める事項

- ①氏名 ②生年月日 ③性別 ④住所又は居所 ⑤電話番号その他の連絡先 ⑥避難支援等を必要とする理由 ⑦避難支援等実施者 ⑧避難場所及び避難経路 ⑨市町村長が必要と認める事項

【個別避難計画の作成経費について】

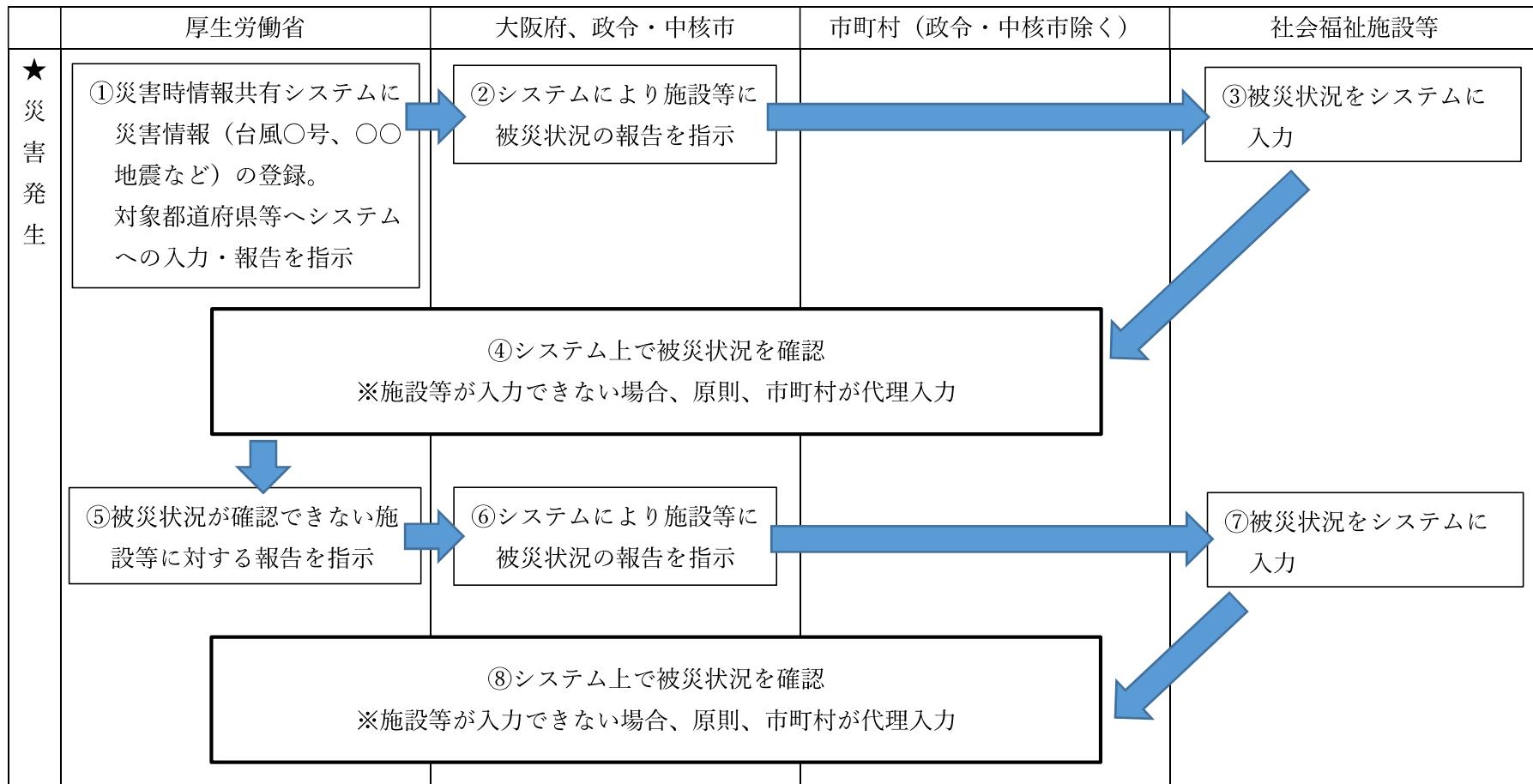
令和3年度より市町村における計画の作成経費について新たに地方交付税措置。作成経費は、これまでの事例等から福祉専門職参画に対する報酬や事務経費など一人あたり7千円程度要すると想定。

【大阪府における取組み】

令和4年度、副市町村長や危機管理担当部局長等を対象とした研修や、市町村職員・福祉専門職・防災関係者等を対象とした計画策定に係るワークショップ形式の研修を実施。また、計画作成主体者ごとのパターン例を示した「市町村職員向け個別避難計画作成ガイド」を作成。令和5年度も引き続き、計画作成促進を目的とした研修等の実施により、市町村における計画作成を支援していく。

★計画作成においては、日ごろからサービス提供や利用調整などを通じて、避難行動要支援者の状態や家族の事情等も把握されている福祉専門職の協力が重要

社会福祉施設等の被災状況報告 フロー図



※救護施設等や災害時情報共有システムが使用できない場合については、被災状況整理表にて報告

►被災状況整理表はこちら

[大阪府 社会福祉施設等の被災状況把握] <https://www.pref.osaka.lg.jp/fukushisomu/saigaisonae/hisaijyoukyou.html>

※状況に応じて⑤～⑧を繰り返し ※必要に応じて、市町村から施設等へ被災状況を確認。

社会福祉施設等の被災状況報告 市町村窓口一覧 【障がい福祉】

※ 災害等で市町村役場に連絡がつかない場合は、
大阪府福祉総務課(電話:06-6944-6686、FAX:06-6944-6659)

「市町村名」	「担当部署名」	<電話番号>	«FAX番号»
大阪市	福祉局障がい者施策部障がい福祉課	06-6208-8071	06-6202-6962
堺市	健康福祉局 障害福祉部 障害支援課	072-228-7411	072-228-8918
岸和田市	福祉部障害者支援課	072-423-9469	072-431-0580
豊中市	福祉部障害福祉課事業所係	06-6858-2229	06-6858-1122
池田市	福祉部障がい福祉課	072-754-6255	072-752-5234
吹田市	障がい福祉室	06-6384-1346	06-6385-1031
泉大津市	保健福祉部障がい福祉課	0725-33-1131	0725-33-7780
高槻市	健康福祉部福祉指導課	072-674-7821	072-674-7820
貝塚市	健康福祉部障害福祉課	072-433-7014	072-433-1082
守口市	健康福祉部障がい福祉課	06-6992-1635	06-6991-2494
枚方市	健康福祉部福祉指導監査課	072-841-1468(直通)	072-841-1322
茨木市	福祉部障害福祉課	072-620-1636	072-627-1692
八尾市	健康福祉部障がい福祉課	072-924-3838	072-922-4900
泉佐野市	健康福祉部地域共生推進課	072-463-1212	072-463-8600
富田林市	子育て福祉部障がい福祉課相談係	0721-25-1000(内線434)	0721-25-3123
寝屋川市	福祉部障害福祉課	072-838-0382	072-812-2118
河内長野市	福祉部障がい福祉課	0721-53-1111	0721-52-4920
松原市	福祉部障害福祉課	072-337-3115	072-337-3007
大東市	福祉・子ども部障害福祉課	072-870-9630(直通)	072-873-3838
和泉市	福祉部障がい福祉課	0725-99-8133	0725-44-0111
箕面市	健康福祉部健康福祉政策室	072-727-9513	072-727-3539
柏原市	福祉こども部障害福祉課	072-972-1508	072-972-2200
羽曳野市	保健福祉部障害福祉課	072-947-3823	072-957-1238
門真市	保健福祉部障がい福祉課	06-6902-6154	06-6905-9510
摂津市	保健福祉部障害福祉課	06-6383-1374	06-6383-9031
高石市	保健福祉部高齢・障がい福祉課	072-275-6294	072-265-3100
藤井寺市	健康福祉部福祉総務課障害者福祉担当	072-939-1106	072-939-0399
東大阪市	福祉部指導監査室障害福祉事業者課	06-4309-3187	06-4309-3848
泉南市	福祉保険部障害福祉課	072-483-8252	072-480-2134
四條畷市	健康福祉部障がい福祉課	072-877-2121	072-879-2596
交野市	福祉部障がい福祉課	072-893-6400	072-895-6065
大阪狭山市	健康福祉部福祉グループ	072-366-0011	072-366-9696
阪南市	健康福祉部市民福祉課	072-489-4520	072-473-3504
島本町	健康福祉部福祉推進課	075-962-7460	075-962-5652
豊能町	保健福祉部福祉課福祉相談支援室	072-738-7770	072-738-3407
能勢町	福祉部福祉課	072-731-2150	072-731-2151
忠岡町	健康福祉部地域福祉課	0725-22-1122	0725-22-1129
熊取町	健康福祉部障がい福祉課	072-452-6289	072-453-7196
田尻町	民生部高齢障害支援課	072-466-8813	072-466-8841
岬町	しあわせ創造部地域福祉課	072-492-2700	072-492-5814
太子町	健康福祉部福祉介護課	0721-98-5519	0721-98-2773
河南町	健康福祉部高齢障がい福祉課社会福祉係	0721-93-2500	0721-93-4691
千早赤阪村	健康福祉部福祉課	0721-26-7269	0721-70-2021

熱中症予防のために



暑さを避ける!

扇風機やエアコンで
温度をこまめに調節



遮光カーテン、すだれ、
打ち水を利用



外出時には日傘や
帽子を着用



天気のよい日は日陰の
利用、こまめな休憩



吸湿性・速乾性のある
通気性のよい衣服を着用



保冷剤、氷、冷たいタオル
などで、からだを冷やす



『熱中症警戒アラート』発表時には、外出をなるべく控え、暑さを避けましょう

こまめに水分を補給する!

室内でも、外出時でも、のどの渇きを感じていなくても
こまめに水分・塩分などを補給



●熱中症予防のための情報・資料サイト

熱中症予防のための情報・資料



スマホでも
見れます



https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/nettyuu/nettyuu_taisaku/

「熱中症」は、高温多湿な環境に長くいることで、徐々に体内の水分や塩分のバランスが崩れ、体温調節機能がうまく働かなくなり、体内に熱がこもった状態を指します。屋外だけでなく室内で何もしていないときでも発症し、救急搬送されたり、場合によっては死亡することもあります。

熱中症について正しい知識を身につけ、体調の変化に気をつけるとともに、周囲にも気を配り、熱中症による健康被害を防ぎましょう。

熱中症の症状



⚠ 応急処置をしても症状が改善されない場合は医療機関を受診しましょう

熱中症が疑われる人を見かけたら(主な応急処置)

❄ エアコンが効いている
室内や風通しのよい日陰
など涼しい場所へ避難



❄ 衣服をゆるめ、からだを
冷やす
(首の周り、脇の下、足の付け根など)



❄ 水分・塩分、経口補水液※
などを補給
※水に食塩とブドウ糖を溶かしたもの



自力で水が飲めない、応答がおかしい時は、
ためらわずに救急車を呼びましょう!



ご注意

暑さの感じ方は、人によって異なります

その日の体調や暑さに対する慣れなどが影響します。
体調の変化に気をつけましょう。

室内でも熱中症予防!

暑さを感じなくとも室温や外気温を測定し、扇風機やエアコンを使って温度調整するよう心がけましょう。

高齢者や子ども、障がいをお持ちの方は、特に注意が必要!

熱中症患者のおよそ半数は65歳以上の高齢者です。
高齢者は暑さや水分不足に対する感覚機能が低下しており、
暑さに対するからだの調整機能も低下しているので、注意が必要です。
また、子どもは体温の調節能力がまだ十分に発達していないので気を配る必要があります。

こまめに
水分補給



事業所の取組強化! 飲酒運転根絶

令和4年4月より改正道路交通法施行規則が順次施行されます

待つて!



安全運転管理者は、下記の業務が義務化されます

令和4年
4月1日施行

運転前後の運転者の状態を目視等で確認することにより、運転者の酒気帯びの有無を確認すること。

酒気帯びの有無について記録し、記録を1年間保存すること。

運転者の酒気帯びの有無の確認を、アルコール検知器を用いて行うこと。

アルコール検知器を常時有効に保持すること。

令和4年
10月1日施行

運転後も チェックしますからね!



警察庁・都道府県警察

交通ルールを守ってつながる笑顔



自動車を使用する事業所は **安全運転管理者の選任が必須** です!

安全運転管理者の

選任

一定台数以上の自動車の使用者は、自動車の使用の本拠(事業所等)ごとに、自動車の安全な運転に必要な業務を行う者として**安全運転管理者の選任**を行わなければなりません。

自動車の保有台数に応じて副安全運転管理者の選任が必要になります。

安全運転管理者・副安全運転管理者になるには一定の要件があります。



乗車定員が11人以上
の自動車1台以上

または



その他の自動車5台以上

※自動二輪車(原動機付自転車を除く)
は1台を0.5台として計算

安全運転管理者の

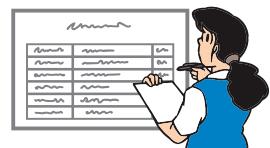
業務



交通安全教育



運転者の適性等の把握



運行計画の作成



交替運転手・運転手



異常気象時等の措置



点呼と日常点検



運転日誌の備付け



安全運転指導

安全運転管理者の

届出

- 安全運転管理者等を選任した時は、その日から15日以内に事業所を管轄する警察署に必要書類を提出してください。
- 安全運転管理者の制度に関するご不明点は、都道府県警察のホームページをご覧いただかずか警察署へお問い合わせください。



令和4年
4月より

安全運転管理者による
運転者の運転前後のアルコールチェックが
「義務化」されます。

令和4年
4月1日施行



運転前後の運転者の状態を目視等で確認することにより、



運転者の酒気帯びの有無を確認すること

酒気帯びの有無について記録し、

記録を1年間保存すること



令和4年
10月1日施行



運転者の酒気帯びの確認を、

アルコール検知器*を用いて行うこと

*呼気中のアルコールを検知し、その有無又はその濃度を警告音、警告灯、数値等により示す機能を有する機器



アルコール検知器を 常時有効に保持すること

安全運転管理者の制度に関するご不明点は、
都道府県警察のホームページをご覧いただかずか警察署へお問い合わせください。

Withコロナにおいて一人ひとりができること

自分自身のために。大切な人を守るために。



手洗い



効果的な換気



有症状時の
マスクの着用を含む
咳工チケット

手洗い、効果的な換気などの感染予防対策のほか、

発熱や咳などの症状があれば、マスクの着用を含む咳工チケット(※)を実施しましょう。

また、健康の保持・増進のために、十分な休養やバランスのとれた食事、適度な運動などを心がけましょう。

(※) 咳などの症状がある場合は、マスクを着用しましょう。マスクの着用の取り扱いについては、大阪府ホームページをご確認ください。

準備しておくとよいもの

体温計



薬
(常用している薬、
解熱鎮痛薬等)



検査キット
(体外診断用医薬品
又は
第1類医薬品)



発熱などの体調不良時にそなえて、

体温計や薬(常用している薬、解熱鎮痛剤等)、検査キット(体外診断用医薬品又は第1類医薬品)のほか、
食料品などを日頃から準備しておきましょう。

ノロウイルスの感染を広げないために！！

～処理の手順を守ろう！～

ノロウイルスを広げないための3つのポイント！

① 汚物はすぐに拭き取る・乾燥させない！

ノロウイルスは乾燥すると空中に漂い、口に入って感染する所以あるので、嘔吐物や糞便は速やかに処理することが感染防止に重要です。



② きれいに拭き取ってから消毒する！

ノロウイルスには家庭用塩素系漂白剤を水で薄めた消毒液が有効です。

★消毒液は、汚物が残っている状態で使用すると、ウイルスに対する消毒効果が低下するので消毒前にまずは汚物をきれいに取り除くことが重要です。

③ しっかり手洗いをする！

ノロウイルスを広げないためには、しっかり手洗いをして、手からノロウイルスを落とすことが大切です。

＜タイミング＞

嘔吐物等の処理後、拭き取り掃除後、調理の前、食事前、トイレの後、オムツ交換の後 等



適切な処理の手順

吐いたとき

- ① ビニール手袋・マスク・ガウン・靴カバー等を着用する。
- ② ペーパータオル・布等で嘔吐物を覆い、外側から内側へ向けて、拭き取り面を折り込みながら静かに拭き取る。
- ③ 床等に、汚物が残らないように、しっかり拭き取る。
- ④ 拭き取りに使用したペーパータオル・布等は、ただちにゴミ袋に入れ、密閉し廃棄する。
* 可能であれば、50倍に薄めた家庭用塩素系漂白剤を入れてから、密閉し廃棄する。
- ⑤ 汚物を拭き取った後の床等は、50倍に薄めた家庭用塩素系漂白剤で浸すように拭く。
* ペーパータオル・布等はなるべく色のついていないものを使用する。
- ⑥ 10分後に水拭きする。



衣類等が糞便や嘔吐物で汚れたとき

- ① ペーパータオル・布等で覆うなど、付着した汚物中のウイルスが飛び散らないようにしながら汚物を取り除く。
- ② 汚物を取り除いたあと、洗剤を入れた水の中で、静かにもみ洗いをする。
- ③ 50倍に薄めた家庭用塩素系漂白剤に10分程度つけこむ。(素材に注意)
★家庭用塩素系漂白剤につけこむ代わりに、85℃・1分以上の熱湯洗濯を行うことでもウイルスの消毒効果があります。
- ④ 他の衣類とは分けて洗う。



- * もみ洗いした場所は、250倍に薄めた家庭用塩素系漂白剤で消毒し、洗剤を使って掃除をする。



家庭用塩素系漂白剤 希釀方法早見表

一般的に市販されている家庭用塩素系漂白剤の塩素濃度は、約5%です。

塩素濃度約5%のものを利用した場合の方法を以下に示します。

(家庭用塩素系漂白剤のキャップ1杯が、約25ccの場合です。)



使用目的	濃 度	希釀液の作り方
<ul style="list-style-type: none"> 汚物を取り除いた後の床等 (浸すように拭き、10分後に水拭きする) 汚物を取り除いた後の衣類 (10分程度つけこむ) 汚物の拭き取りに使用したペーパータオル・布等の廃棄 (ゴミ袋の中で廃棄物を浸すように入れ、密閉し廃棄する。) 	約 50 倍 ※濃度 約 1000ppm	<p>①水道水 2,500cc (500ccペットボトル5本分)</p> <p>②家庭用塩素系漂白剤 50cc</p> <p>バケツ</p> <p>キャップ約2杯</p>
<ul style="list-style-type: none"> もみ洗いをした後の洗い場所の消毒 (消毒後、洗剤で掃除すること) トイレの取っ手・トイレドアのノブ・トイレの床などの拭き取り (拭き取り部位が金属の場合は、10分後に水拭き) 	約 250 倍 ※濃度 約 200ppm	<p>①水道水 2,500cc (500ccペットボトル5本分)</p> <p>②家庭用塩素系漂白剤 10cc</p> <p>バケツ</p> <p>キャップ 1/2 杯弱</p>
<ul style="list-style-type: none"> 作り置きは効果が低下します。なるべく使用直前に作りましょう。 作った消毒液を一時的に保管する場合は、誤って飲むことがないように、消毒液であることをはっきり明記して日光の当たらない場所で保管しましょう。 家庭用塩素系漂白剤(次亜塩素酸ナトリウム)は未開封でも徐々に劣化していきますので、なるべく新しいものを使用しましょう。 		

ノロウイルスによる感染性胃腸炎について



- ノロウイルスによる感染性胃腸炎は、冬季に多いとされていますが、最近では、初夏にかけても集団事例として多くの発症が報告されています。
- 10～100個の少ないウイルス量でも発病するため、人から人への感染が起こります。
- 症状が消えてからも、10日から1ヶ月は糞便中にウイルスが排出されています。

感染経路

- 患者の糞便や嘔吐物からの二次感染
- 感染した人が調理などをして汚染された食品
- ウイルスの蓄積した加熱不十分な二枚貝など

潜伏期間

- 通常1～2日

症状

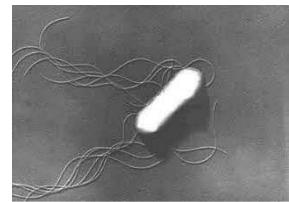
- 下痢・嘔吐・吐き気・腹痛などで、通常1～3日症状が続いた後、回復。

腸管出血性大腸菌（O157等） 感染症にご注意！

感染経路

腸管出血性大腸菌（O157 等）は、通常牛等の腸内に生息しています。そのため腸の内容物で汚染された食品を介して、口から体内に入ることによって感染します。

- ★ 食べ物 （牛肉やレバーなどは充分に加熱しましょう。）
- ★ 生肉を触れた箸 （焼く箸と食べる箸を使い分けましょう。）
- ★ 患者・保菌者の糞便で汚染されたものや水 など



O157 電子顕微鏡写真

提供 大阪健康安全基盤研究所

腸管出血性大腸菌はわずか数十個程度の菌が体の中に入っただけでも発症する所以あるため、患者・保菌者の糞便などから二次感染することがあります。

腸管出血性大腸菌（O157等）感染症の潜伏期間と症状



★ 下痢・腹痛・発熱などの症状がある時は、早めに受診しましょう。

潜伏期間：2～14日（平均3～5日）

症 状：下痢（軽いものから水様便や血便）・腹痛・発熱など

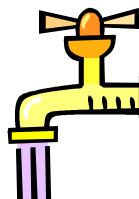
※ 乳幼児や高齢者では重症になる場合があります。

※ 発症後1～2週間は、溶血性尿毒症症候群（HUS）を起こすことがありますので注意が必要です。

※ HUS：ベロ毒素により腎臓の細胞が傷害されて発症する、溶血性貧血、血小板減少、急性腎不全の3つを特徴とする状態。
主な症状：尿が出にくい・出血を起こしやすい・頭痛など
重症になると、けいれん・昏睡を起こし、生命の危険がある。

二次感染防止のために

- ★ 普段から調理前や食事前、トイレの後は石けんをよく泡立てて手指から手首までを充分洗いましょう。
- ★ タオルの共用使用はやめましょう。
- ★ 糞便を処理する時は、**使い捨てビニール手袋**を使いましょう。
処理がすんだあとは、手袋をはずし石鹼で手洗いしましょう。
(また、乳幼児や高齢者でオムツの交換時の汚染に充分気をつけてください。)
- ★ 下痢などで体調の悪いときには、プールの利用はやめましょう。
簡易ビニールプール等を利用する場合は、頻繁に水を交換しましょう。



《注意事項》

（消毒薬等については裏面参照）

- ※ **トイレについて**：患者・保菌者が排便した後に触れた部分（ドアや水道のノブなど）は、逆性せっけんや消毒用アルコールで消毒してください。（消毒薬は薬局で手に入れます。）
- ※ **衣類などについて**：患者・保菌者の糞便のついた衣類などは、熱湯や100倍に薄めた家庭用塩素系漂白剤に30分浸したあと、他の衣類とは別に洗濯し、日光で十分に乾燥させましょう。（素材に注意）
- ※ **入浴・お風呂について**：患者・保菌者がお風呂を使用する場合、下痢があるときは、シャワーまたはかけ湯にしましょう。浴槽につかる時は最後にし、混浴は避けましょう。
浴槽の水は毎日替え、浴室、浴槽はよく洗い流しましょう。
- ※ **業務について**：患者・保菌者が飲食物に直接接触する業務に従事することは、法律で制限されています。

消毒方法について

(消毒薬については、薬局等でご相談ください。)

消毒するもの	使用薬剤など	めやす量
手指	逆性石鹼液 (塩化ベンザルコニウム液 10%)	石鹼で手洗い後、 100倍液 (下記参照)に浸して洗浄する
	速乾性擦式手指消毒剤	原液3ccを手のひらにとり、乾燥するまで(約1分間)手に擦りこんで使う
	消毒用エタノール(70%)	
食器・器具・ふきん まな板・おもちゃ等	次亜塩素酸ナトリウム (台所用塩素系漂白剤など)	100倍液 (下記参照)に30分間浸し、水洗いする
	熱湯消毒	80°C、5分間以上(ただし、ふきんは100°Cで5分間以上煮沸)
トイレの取っ手 ドアのノブ	消毒用エタノール(70%)	濃度はそのまま使い薬液を含ませた紙タオル等で拭くか噴霧する
	逆性石鹼液 (塩化ベンザルコニウム液 10%)	50倍液 (下記参照)を含ませた紙タオル等で拭く
衣類の消毒	次亜塩素酸ナトリウム (家庭用塩素系漂白剤など)	100倍液 (下記参照)に30分間つけた後、洗濯する
	熱湯消毒	熱水洗濯機(80°C 10分間)処理し、洗浄後乾燥させる
風呂場	逆性石鹼液 (塩化ベンザルコニウム液 10%)	100倍液 (下記参照)を含ませた紙タオル等で拭く
	熱湯消毒	熱湯で洗い流す

消毒液のつくり方

※ おむつ交換時と便の処理を行なう時は、使い捨てビニール手袋を使用する。
 ※ 次亜塩素酸ナトリウムは、金属腐食があるので、消毒後、水拭きする。

濃度	希釈液の作り方		
50倍液	①水道水 1000cc (500cc ペットボトル 2本分)	② 薬剤 20cc	逆性石鹼 の場合 薬剤キャップ1杯 約5ccとして 約4杯 
100倍液	① 水道水 1000cc (500cc ペットボトル 2本分)	② 薬剤 10cc	逆性石鹼 の場合 薬剤キャップ 1杯 約5ccと して 約2杯 □□ 家庭用塩素系漂白 剤 の場合 薬剤キャップ 1杯 約25ccと して 約1/2杯弱 

大阪府

(お問い合わせは最寄りの保健所へ)

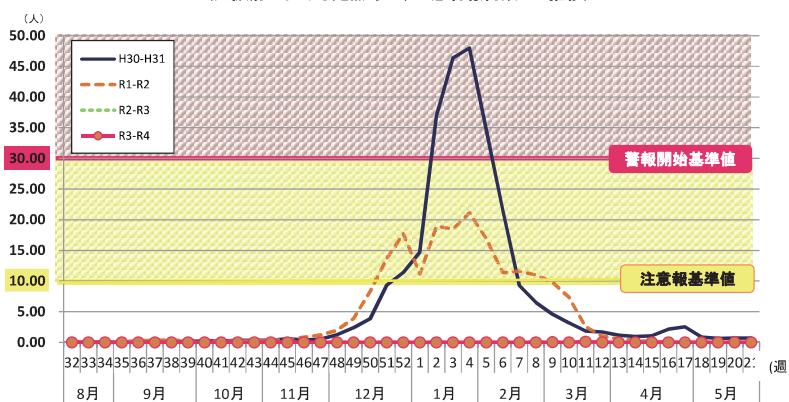
冬期に流行するインフルエンザ

インフルエンザは、11月から3月にかけて流行します。

インフルエンザにかかっている人のくしゃみや咳で出るしぶきを吸い込むことによる「飛沫感染」や、しぶき等がついたドアノブやつり革などを手で触り、その手で口や鼻に触れることによる「接触感染」によって感染します。その感染力は非常に強く、大阪府では、令和元年に約77万人の方がインフルエンザにかかっています。感染すると38度以上の急な高熱を発症し、頭痛や関節痛、筋肉痛などの症状が出ます。特に高齢者や心臓や腎臓に持病をお持ちの方は重症化しやすいと言われています。

インフルエンザの流行状況

(大阪府における定点あたりの患者報告数^{*}の推移)



大阪府インフルエンザ対策
マスコットキャラクター
マウテくん



※「定点あたりの患者報告数」とは、1つの定点医療機関で、1週間に1回以上インフルエンザ患者と診断され報告があった数のこと。
定点医療機関とは、人口及び医療機関の分布等を勘案して無作為に選定した医療機関のこと。
※最新の流行状況については、大阪府感染症情報センターのホームページをご確認ください。

日頃からの予防対策をしておくことが重要です。

インフルエンザに感染しないために

- こまめに手洗いを行う
- 日頃から体の抵抗力を高めておく
- 咳、くしゃみがあるときは、「咳エチケット」を心がける
- 流行時には、高齢者や基礎疾患のある方、妊婦、体調の悪い方は、人混みへの外出を控える



予防接種も有効な対策

- インフルエンザワクチンは、感染後に発症する可能性を低くさせる効果^{*}があります。
特に高齢者や心臓や腎臓に持病をお持ちの方は、重症化を防ぐのに有効です。
※効果には個人差があり、副反応がでることもありますので、予防接種の際には医師にご相談ください。
- 高齢者（原則65歳以上）は、定期の予防接種の対象者として予防接種を受けることができます。詳しくは、お住まいの市町村にお問合せください。

インフルエンザにかかったときは

- 咳、くしゃみなどの症状があるときは、周りの方へうつさないために、マスクを着用し、早めにかかりつけ医や最寄りの内科・小児科を受診する。
- 家で安静にして、休養をとる。特に睡眠を十分に取る。
- 水分（お茶、ジュース、スープなど）を十分に補給する。
- 部屋の湿度を 50% から 60% 程度に保つ。
- 熱が下がってから 2 日（幼児は 3 日）目まで、または症状が始まった日から 8 日目 までは外出しないように心がける。



事業者の皆様へ

- 職場でまん延しないよう、日頃から室内のこまめな換気や温度管理（50%から 60%）の徹底、消毒用アルコールを常備するなどインフルエンザ対策をお願いします。
- 従業員がインフルエンザにかかってしまった場合、無理をして出勤する必要のないように、配慮をお願いします。

新型インフルエンザについて

「新型インフルエンザ」とは、これまで人が感染したことのない、新しい型のインフルエンザのことをいいます。誰も免疫をもっていないため、ひとたび発生すると多くの人が感染し、世界的に大流行することが心配されています。

【日頃の備え】

- マスクや消毒用アルコールなどのほか、約2週間分の食料品や日用品を準備しましょう。
(新型インフルエンザが海外で発生して流行すると、外国から色々な物が輸入できなくなります。
さらに、国内で流行すると、外に出かけることができなくなったりします。)
- テレビやラジオなどから正しい情報を集め、いつ起こっても対応できるようにしましょう。



【発生したときのお願い】

- 決められた医療機関での受診をお願いします。（府では、発生して間もない頃には、感染が広がらないように診療を行う医療機関を限定します。）
- 不要な外出を控える、食料品や日用品の買い占めをしないようにお願いする場合があります。



参考

インフルエンザを予防しよう（大阪府ホームページ）

大阪府 インフルエンザ予防	検索
---------------	----

インフルエンザ予防のために～手洗い・マスクのススメ（政府インターネットテレビ）

政府 手洗い 動画	検索
-----------	----

大阪府新型インフルエンザ等対策（大阪府ホームページ）

大阪府 新型インフルエンザ 対策	検索
------------------	----



高齢者の結核を 早期発見するには？

サービス利用開始時の健康チェック

- ・2週間以上続く呼吸器症状（咳、痰など）や胸部X線写真に異常陰影がある時には、かかりつけ医や施設の嘱託医に喀痰検査等の必要性を確認しましょう。
- ・健康管理のための情報として、結核等の既往歴や治療中の病気を確認しましょう。

定期健康診断時の健康チェック

- ・結核の早期発見のためにも、定期健康診断を活用しましょう。
- ・「高齢者は結核のハイリスク者」であり、健診が義務ではない施設も、定期的な健康チェックが大切です。

日常的な健康観察

- ・高齢者結核では咳や痰がない割合も高く、継続する体調不良や免疫低下にからむ症状など、日常の健康観察がとても大切です。
- なんとなく元気や活気がない
- 発熱、食欲不振、体重減少、倦怠感、尿路感染（免疫低下）
- 咳、痰、胸痛、呼吸のしづらさ
- ・肺炎疑いでも、できれば抗生素を使用する前に、喀痰検査の実施を嘱託医に相談しましょう。また、抗生素の使用状況を記録に残しておきましょう。

高齢者介護に関わるあなたと あなたの大切な人の “健康を守る”ために

職員の定期健康診断

- ・少なくとも年に1回は胸部X線検査を受けましょう。精密検査の通知が来たら、自覚症状がなくても必ず受診しましょう。
- ・健診結果は、今後の健康管理に大切な情報です。結果を保管しておきましょう。

咳エチケット

- ・咳が出る時は、サーナカルマスクを着用しましょう。

まずは自分の身体をいたわりましょう

- ・身体の免疫力を維持し、風邪等の症状が続く時は、早めの受診を心掛けましょう。
- ・免疫が低下する疾患（糖尿病、腎疾患、HIV等）がある時は、確実に治療を継続しましょう。
- ・結核について勉強する機会を持ちましょう。

結核に関する心配や不安がある時は保健所に相談しましょう。

健康診断を行った場合には報告しましょう

職員や施設入所されている方の健康診断を実施した場合には、あなたの地域を管轄する保健所に報告が必要です。

＜詳細＞ 大阪府ホームページ

<https://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/osakakenansenso/kekka02.html>

結核定期健康診断

検索

高齢者介護に関わる人の ための“結核”基礎知識

現在1年間に1万2千人弱の結核患者が新たに診断されており、その約7割は60歳以上です。

ある日、ある高齢者施設で…

○○さん、**結核疑い**
だそうです!!



こんな時
どうしたらいいでしょう？

結核とは

結核とは、結核菌によっておこる感染症です。

感染のしくみ（空気感染）

- ・主に肺結核患者の咳などのしぶきと共に排出される菌を吸い込むことで感染します。

感染とは

- ・結核菌が身体の中に入り、それに対する身体の反応が起こっている状態です。

発病とは

- ・菌が増殖し、何らかの身体の変化や症状が出てくる状態です。
- ・結核の発病率は、感染者の1～2割です。
- ・発病は、身体に入った菌の量や強さと、感染者の免疫などが関係します。

＜免疫の維持＞ バランスの良い食事、適度な運動、十分な睡眠、禁煙、免疫が下がる疾患（糖尿病、腎疾患等）の治療と管理が大切です。

症状

- 咳、痰、微熱、胸痛、体重減少等

特徴

- ・「よくなったり、悪くなったり」しつつ病状が進行し、排菌するようになります。
- ・排菌をしていない感染状態や発病の初期には、人にうつすことはありません。

治療と施設での服薬支援

- ・原則として、6か月以上の定められた期間、複数の薬を内服します。確実な内服のため周囲の方の支援が重要となります。

利用者が結核（疑い）と診断されたら

マスクの着用と個室対応

結核（疑い）の方 入院や検査結果を施設で待つ間は、サージカルマスクを着用してもらい、個室対応でドアは閉めましょう。

職員や家族等 個室へ入る時はN95マスクを着用し、乳児等の面会は禁止します。

車で搬送する時

- ・結核（疑い）の方は、サージカルマスクを、同乗者はN95マスクを着用します。
- ・窓を開けて換気をしましょう。

部屋の清掃など

- ・部屋の窓を開けて換気を十分行いましょう。
- ・薬剤等による消毒は不要です。通常の掃除や洗濯、食器洗いを行えば大丈夫です。

＜N95マスク＞ 結核の感染防止のため職員や家族がつけるマスクです。すぐ、使えるように常備し、着用訓練をしておきましょう。



N95 マスクの例

～結核の発病は誰のせいでもない～

- ・突然、結核（疑い）と言われ、動搖する方も多いため、周囲のサポートが不可欠です。

接触者健診について

目的

- ・患者からの感染や発病の有無などを調べ、結核の感染拡大を防止します。

基本的な流れ

- ・保健所は届出により、患者の病状や生活、患者と接した方の健康状態等を確認して、必要な対象者に、無料で健診を行います。

医療機関

- ・結核の診断
- ・保健所への届出

保健所

- ・患者や施設医療機関から情報収集
- ・接触者健診の対象者と方法を決定
- ・接触者健診の実施

主な検査

- ・原則として、結核の“感染”を血液検査で、“発病”を胸部X線検査で調べます。

実施時期など

- ・施設の定期健診状況なども検討し、適切な時期に行います。
- ・必要により、保健所と施設が協力して、健診の前に説明会を行うこともあります。
- ・結核に感染した後、検査で感染がわかるようになるまで、3か月ほどかかります。
- ・あわてて検査をすると正確な結果が得られないこともありますので、保健所と連絡を取りましょう。

結核に係る定期健康診断実施報告書

大阪府知事・市長 様

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53条の2の規定により、定期の健康診断を実施しましたので、同法第53条の7の規定に基づいて下記のとおり報告します。

報告年月日	年 月 日(年度分)	実施年月	年 月
実施義務者の名称 (代表者名)	連絡先	担当者	
実施義務者の所在地		電 話	

	①医療機関 職員	②介護老人 保健施設 職員	③社会福祉施設 職員		④学校 職員		⑤刑事施設 収容者
			入所者 (65歳以上)	学生 (入学時)			
対象者数 A							
初回胸部エックス線撮影者数 B							
内 間接撮影者数							
訳 直接撮影者数(CR含む)							
要精密検査者数							
精密検査者数							
内 直接撮影者数(CT含む)							
訳 かくたん検査者数							
被発見者数	結核患者						
	結核発病のおそれが あると診断された者						
未受診者数(A-B)							
内 訳	退職・休職 退学・休学 妊娠等 受診勧奨中 その他※ (理由と人数記載)						

※この報告には、定期健康診断(労働安全衛生法にもとづく健康診断)や人間ドック等の健康診断を他で受け、その証明書等を実施者が確認した者を含めて記載してください。

【健診及び報告の義務がある施設一覧】

施設区分	実施義務者	対象者	健診実施回数
① 病院・診療所・助産所	事業所の長	「職員」	毎年度もしくは 入学年度
② 介護老人保健施設	事業所の長	「職員」	
③ 社会福祉施設	「職員」:事業所の長 「入所者」:施設の長	「職員」及び「65歳以上の入所者」	
④ 小学校・中学校等	事業所の長	「職員」	
大学(短期大学含む)・高等学校・高等専門学校・専修学校又は各種学校	「職員」:事業所の長 「学生」:施設の長	「職員」及び「本年度入学した学生」	
⑤ 刑事施設	施設の長	「20歳以上の収容者」	

備考

○本報告は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第27条の5の規定により実施した
翌月の10日までに、保健所を経由して知事(保健所設置市の場合は市長)に提出すること。

保健所受付欄

記入例

結核に係る定期健康診断実施報告書

大阪府知事・

市長様

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53条の2の規定により、定期の健康診断を実施しましたので、同法第53条の7の規定に基づいて下記のとおり報告します。

報告年月日	令和 2 年 5 月 10 日(令和 2 年度分)	実施年月	令和2年4月
実施義務者の名称	医療法人○○会 医師会 医院 (代表者名) 理事長 医師会 太郎	連絡先	担当者 医師会 次郎 電話 ××(××××)×××
実施義務者の所在地	大阪府△△市□□町◇一◇一◇		

	①医療機関 職員	②介護老人 保健施設 職員	③社会福祉施設 職員 入所者 (65歳以上)	④学校		⑤刑事施設 収容者
				学生 (入学時)	職員	
対象者数 A	5					
初回胸部エックス線撮影者数 B	4					
内 間接撮影者数	0					
訳 直接撮影者数(CR含む)	4					
要精密検査者数	1					
精密検査者数	1					
内 直接撮影者数(CT含む)	1					
訳 (再掲) かくたん検査者数	0					
被発見者数	結核患者	0				
	結核発病のおそれがあると診断された者	0				
未受診者数(A-B)	1					
内 訳 (再掲)	退職・休職 退学・休学 妊娠等 受診勧奨中 その他※ (理由と人数記載)					

※この報告には、定期健康診断(労働安全衛生法にもとづく健康診断)や人間ドック等の健康診断を他で受け、その証明書等を実施者が確認した者を含めて記載してください。

【健診及び報告の義務がある施設一覧】

施設区分	実施義務者	対象者	健診実施回数
① 病院・診療所・助産所	事業所の長	「職員」	毎年度もしくは 入学年度
② 介護老人保健施設	事業所の長	「職員」	
③ 社会福祉施設	「職員」:事業所の長 「入所者」:施設の長	「職員」及び「65歳以上の入所者」	
④ 小学校・中学校等	事業所の長	「職員」	
大学(短期大学含む)・高等学校・高等専門学校・専修学校又は各種学校	「職員」:事業所の長 「学生」:施設の長	「職員」及び「本年度入学した学生」	
⑤ 刑事施設	施設の長	「20歳以上の収容者」	

備考

○本報告は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第27条の5の規定により実施した
翌月の10日までに、保健所を経由して知事(保健所設置市の場合は市長)に提出すること。

保健所受付欄

職場とHIV・エイズ

・職場で取り組むエイズ

・障がい者雇用を進める事業主の皆様へ

・HIV陽性者と共に働く皆様へ



大阪エイズ啓発
キャラクター
「アイyan」

HIV=エイズではありません。

「HIV」はウイルスの名前です。「エイズ」は、HIVに感染したことにより免疫力が低下し、いろいろな症状がでるようになった状態です。

«参考»

- ・大阪府ホームページ「大阪府エイズ・HIV情報」
- ・「職場におけるエイズ問題に関するガイドライン」
(平成7年2月20日付け 労働省労働基準局長・職業安定局長通達 : 平成22年4月30日付け一部改正)

«お問い合わせ先»

- ・本冊子内容に関するお問い合わせ
- ・職場内での「HIV・エイズ講習会」の講師選定等企画に関するご相談

大阪府健康医療部保健医療室 感染症対策企画課 企画推進グループ

電 話 06-6941-0351 (内線5306)

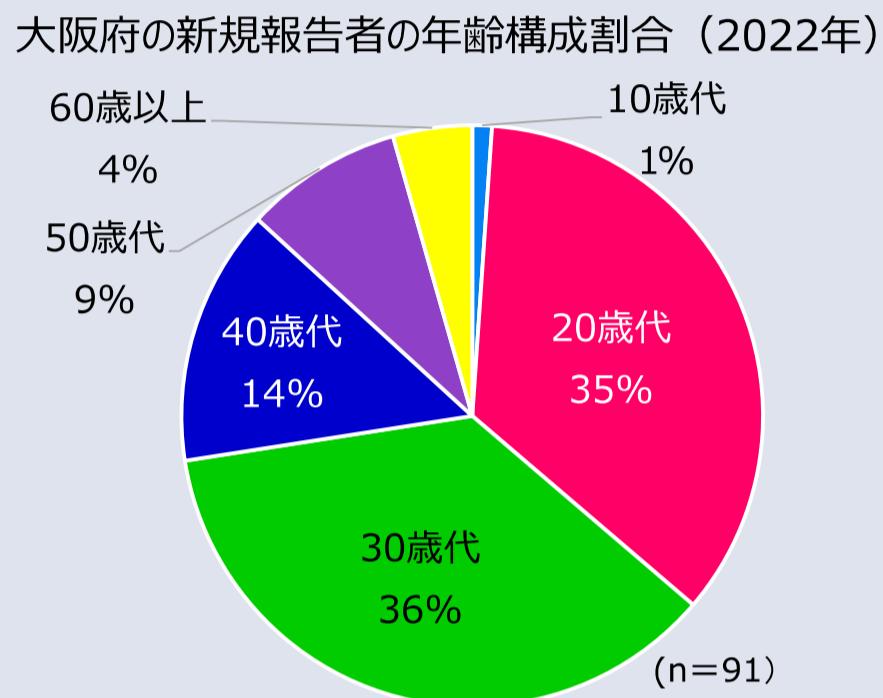
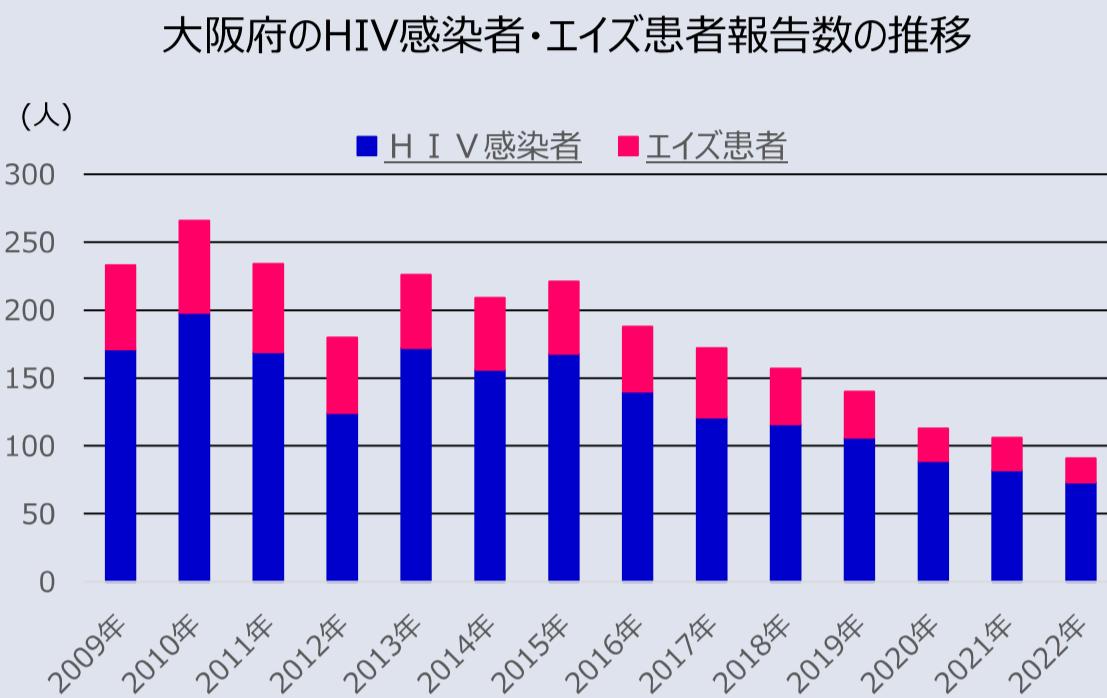
FAX 06-6941-9323

職場で取り組むエイズ

なぜ、職場でエイズに取り組む必要があるのでしょうか。

大阪府では2022年は、91名の新規HIV感染者・エイズ患者の報告があり、**20代から50代の就労世代が94.5%を占めています。**

職場では、HIVの感染予防や偏見・差別を解消する啓発等、取り組む必要のあるテーマがたくさんあります。



※感染症サーベイランスシステムより大阪府集計

HIV・エイズは、今では高血圧や糖尿病と同じような慢性疾患です。

エイズは、ウイルスに感染していても比較的長い間自覚症状がないため、気が付きにくい病気です。しかし、ウイルス感染を早期に発見し治療を継続することにより、発症を抑え、他の慢性疾患と同じように今までと同じ生活を送り、働き続けることができます。

職員一人一人がエイズに関する正しい知識を持つこと

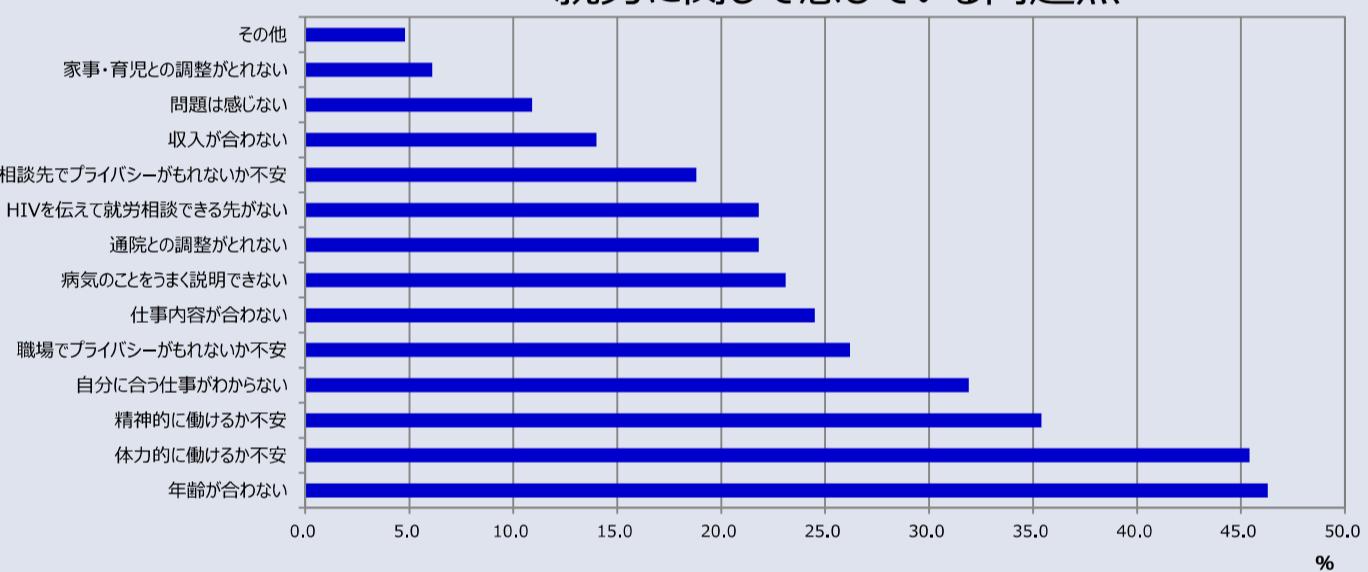
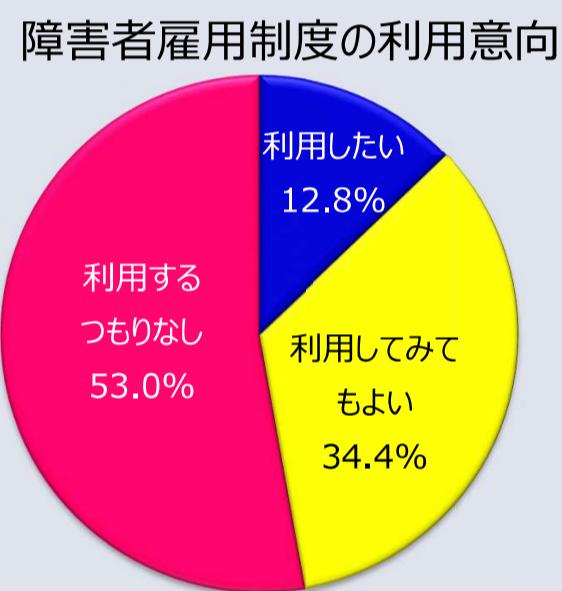
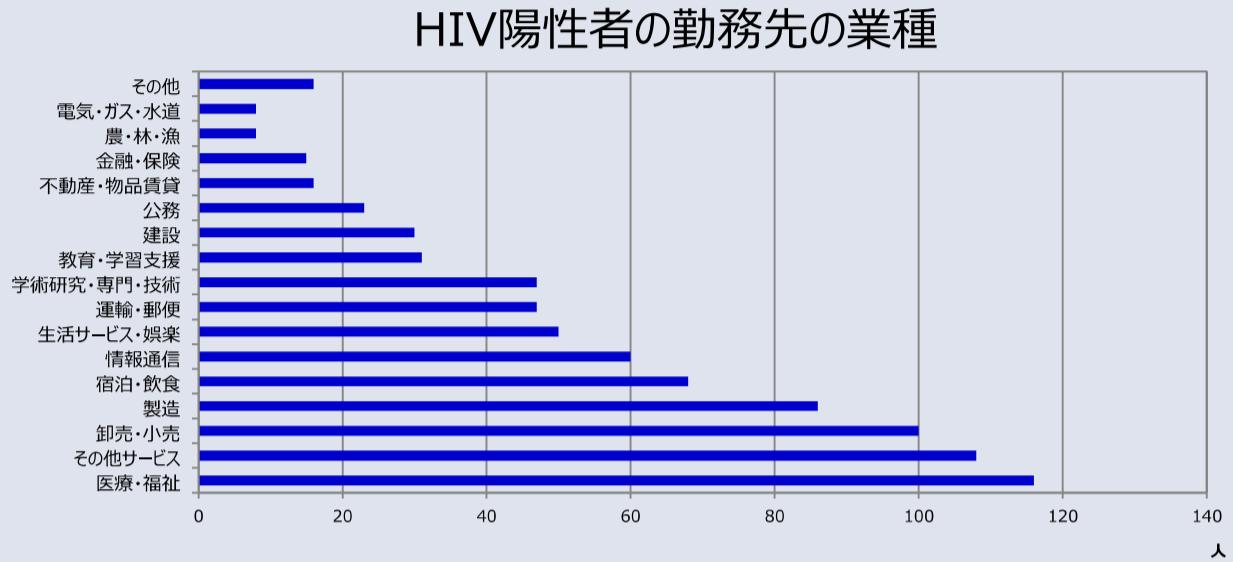
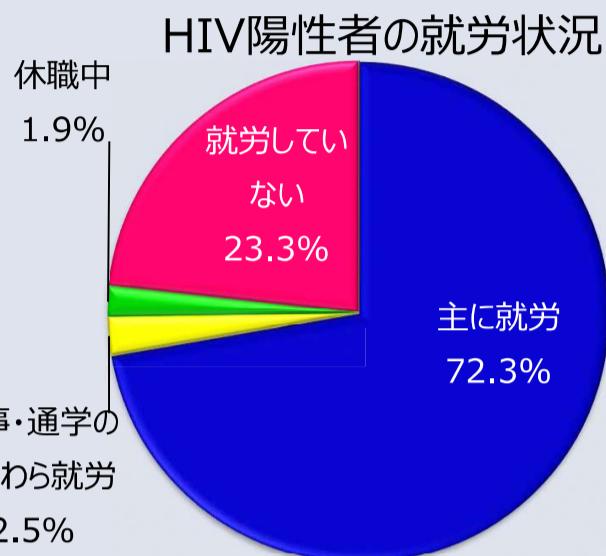
HIV感染の心配な行為があったら、保健所等で検査を受けること

HIVに感染していても、偏見や差別がなく、働き続けられる職場環境を整えること

誰もが働きやすい職場へ！
人材の損失を防ぐことに
つながります。

障がい者雇用を進める事業主の皆様へ 身体障がい者手帳「免疫機能障がい」をご存じですか？

身体障がい者手帳の「免疫機能障がい」は、HIV感染症による免疫の障がいによるものです。
HIV陽性者の約9割が障がい者手帳を取得しており、「障害者雇用率制度」の対象です。



HIV陽性者の72%が就労中です。

就労先の業種は多様で、基本的にはHIV感染を理由に就労できない業種はありません。

約47%が、「障害者雇用率制度」の利用意向があります。

就労に際し、プライバシー保護や病気の理解に不安を感じている方が多いことがわかります。

(※) 「HIV陽性者の生活と社会参加に関する研究」

(2014年3月厚生労働科学研究費補助金エイズ対策研究事業

『地域においてHIV陽性者等のメンタルヘルスを支援する研究』より)

「地域におけるHIV陽性者等支援のためのウェブサイトhttp://www.chiiki-shien.jp/」

平成28年4月から「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。（令和3年5月28日一部改正、令和3年6月4日公布）

HIV陽性者の方に必要な職場での配慮は、「プライバシーの保護」「定期的な通院と服薬」です。その他、本人の申し出がない限り、特別扱いは不要です。

HIV陽性者と共に働く皆様へ

「HIV感染・エイズ＝死」ではありません。

治療法の進歩により、早期にHIV感染がわかれれば、エイズ発症を予防することができるようになりました。他の慢性疾患と同じように、治療を受けながら社会生活を続けることが可能です。

HIVは日常生活では感染しません。

HIVの感染経路は、性行為・注射器(針)の共用・母子感染に限られます。一緒に食事や入浴をする、トイレの共有などの日常生活で感染することはできません。
HIVは、日常の職場生活では感染しません。

職場で必要な配慮は？

プライバシーに配慮してください

HIV感染に関する情報を伝えるか、伝えないかは、本人の選択が尊重されます。

本人の申し出がない限り
特別扱いは不要です

申し出があった場合は、どのような配慮が必要なのか、必要でないのかを本人と一緒に考えていきましょう。

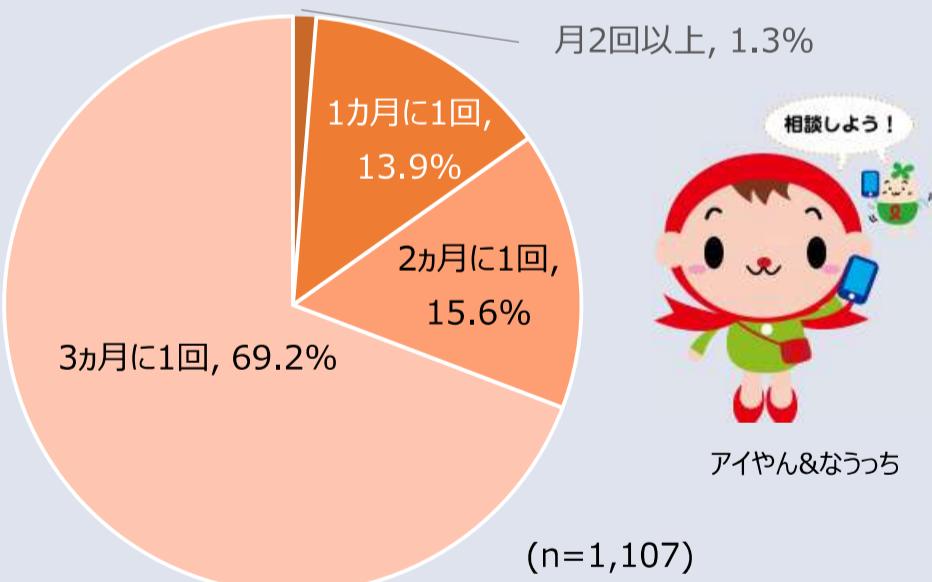
他の人の血液に触れる際は、
誰に対しても手袋を使いましょう

傷口のない手指で血液に触れても、HIVは感染しませんが、人の血液の中には、肝炎などの他のウイルスが含まれている場合もあります。他人の出血等の処置の際は、素手で行わず、常に手袋を着用しましょう。

定期的な通院と服薬が必要です

HIV診療での通院回数

通常、1～3か月に1回の通院
1日1～2回の服薬が必要です。



(※) 「HIV陽性者の生活と社会参加に関する研究」(2019年3月中間報告)
厚生労働科学研究費補助金エイズ対策研究事業
『地域においてHIV陽性者等のメンタルヘルスを支援する研究』より)

レッドリボン

レッドリボンは、あなたがエイズに関して偏見を持つていない、エイズとともに生きる人々を差別しないというメッセージです。

たんの吸引等の制度について

「社会福祉士及び介護福祉士法」が改正され、平成24年4月1日より、一定の研修課程を修了した介護福祉士及び介護職員等においては、医師の指示、看護師等との連携の下でたんの吸引等の行為を実施することができるようになりました。

対象となる医療行為は

- ① 口腔内のたんの吸引 ② 鼻腔内のたんの吸引 ③ 気管カニューレ内の痰の吸引
- ④ 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養 ⑤ 経鼻経管栄養 です。

対象者及び必要とする行為により3種類の認定があります

- 第1号認定 不特定の方に対して①～⑤すべての行為を行える為の認定
- 第2号認定 不特定の方に対して①～⑤の任意の行為を行える為の認定
- 第3号認定 特定の方に対して①～⑤の行為のうち特定の行為のみ行える為の認定

不特定：複数の職員が複数の利用者に喀痰吸引等を実施する場合

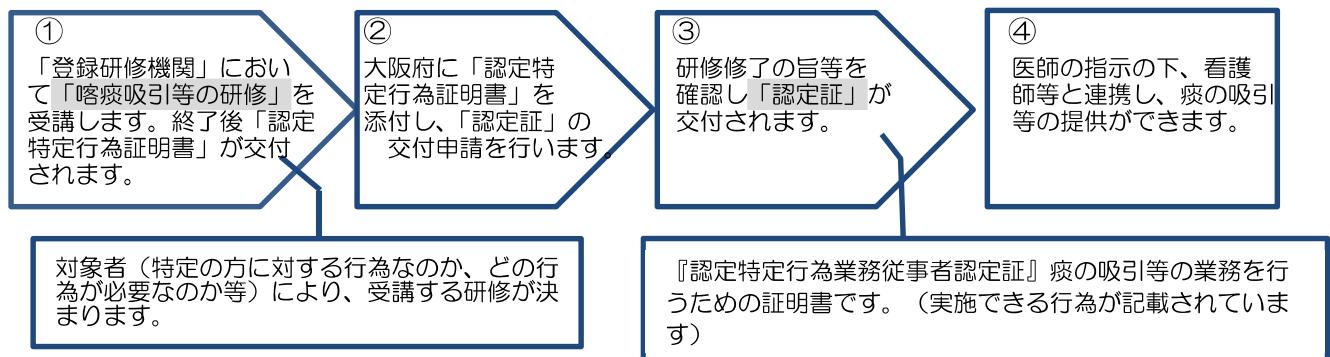
特 定：在宅の重度障がい者に対する喀痰吸引等のように、個別性の高い特定の対象者に
対して特定の介護職員が喀痰吸引等を実施する場合

※ 第1～3号の各認定を受けるためには、それぞれに必要な研修を受講し、その後大阪府（都道府県）へ認定証交付申請が必要です。

認定証の交付を受けていない介護職員等は喀痰吸引等の行為を行うことは出来ません。

認定書交付申請の流れ

現在、介護職員として事業所や施設に就業している場合



登録事業者とは

○痰の吸引等を業として行うためには、登録事業者となることが必要です。登録事業者となるには、事業所が登録条件を満たしている旨、大阪府に登録申請することが必要です。

登録研修機関とは

○介護職員等が「第1号認定」～「第3号認定」認定を受けるために必要な「喀痰吸引等の研修」を行う研修機関です。
○登録研修機関となるには、都道府県への登録申請が必要です。

よくあるお問い合わせ

Q 登録研修機関以外で実地指導を受けたが、認定証の申請ができるか。

A 登録研修機関以外で受ける実地研修は、喀痰吸引等の認定を受けるための研修ではありません。
したがって、登録研修機関で実地研修を受講してください。

※登録研修機関は大阪府以外の都道府県で登録されていても問題ありません。

Q 第1号の認定証を所持している。今回、人工呼吸器を装着している利用者に対して喀痰吸引等の行為を行ってもよいか。

A 第1号の認定証に「人工呼吸器装着有」の記載があれば問題ありません。 記載がなければ人工呼吸器装着者に対して行為は出来ません。 再度、人工呼吸器装着者に対する実地研修を受講の上、認定証の申請が必要です。

※申請書類、研修機関一覧、詳しい制度等の案内については、大阪府のホームページもご参照下さい。

(<http://www.pref.osaka.lg.jp/chiikiseikatsu/shogai-chiki/h23tantokuteikensyuu.html>)



○ご注意ください

以下の場合は登録の取消し又は業務停止等の処分対象となることがあります。

- ・ 実地研修が修了していない介護福祉士に喀痰吸引等業務を行わせた場合
- ・ 介護福祉士に対し、要件を満たさない実務者研修を実施し、修了証を交付した場合
　→ 登録事業者の取消等の処分（社会福祉士及び介護福祉士法第48条の7）
- ・ 介護福祉士が実地研修を受けずに喀痰吸引等を行った場合は、信用失墜行為違反となり、登録の取消し又は名称使用停止など行政処分の対象となります。
　→ 介護福祉士等の信用失墜行為の禁止（同法第45条）

連絡先 大阪府福祉部障がい福祉室

生活基盤推進課指定・指導グループ

Tel 06-6944-6026

Fax 06-6944-6674

介護福祉士が事業所において、喀痰吸引業務を行うまでの流れ

※喀痰吸引等業務を行うためには、実地研修を修了する必要があります

介護福祉士養成施設で「医療的ケア」の教育または「実務者研修」を修了している介護福祉士

※該当者については、裏面注1参照

実務者研修（医療的ケア）を修了していない介護福祉士

勤務先の事業所（施設）において、必要な行為についての実地研修を受講

※事業所（施設）は、厚労省通知喀痰吸引等研修実施要綱（H24.3.30社援発0330第43号）別添2に定める審査方法に留意して、修得程度の審査等を行う。

※事業所（施設）は、大阪府へ「登録喀痰吸引等事業者」としての登録届出が必要。すでに「登録特定行為事業者」として登録がある事業者は、**業務方法書及び実地研修責任者の変更登録届が必要。**

（必要書類等については、大阪府のホームページにて確認）

「実務者研修」を受講または登録研修機関にて基本研修（講義50時間+演習）を受講

登録研修機関において実地研修を受講

事業所（施設）から、「実地研修修了証明書」を受領

登録研修機関から「研修修了証明書」を受領

（財）社会福祉振興・試験センターに、実地研修を修了した喀痰吸引等行為の登録申請を行う ⇒ 登録証に付記された喀痰吸引等の行為が可能

大阪府へ第1号研修または第2号研修修了者として認定書の交付申請を行う。

※事業所（施設）は「登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録変更届出書」により喀痰吸引等を行う介護福祉士・認定特定行為業務従事者の名簿の変更を行う。

* 「登録喀痰吸引等事業者」は、実地研修修了証の交付を受けた介護福祉士の修了者管理簿を作成し、修了証の交付状況を定期的に（少なくとも年1回以上）大阪府へ報告する。

※注2

※注1 実務者研修（医療的ケア）を修了している介護福祉士について

- 平成30年1月に試験を受け3月に介護福祉士資格を取得した者以降は、実務者研修（医療的ケア）を修了しています。
- 上記以前に介護福祉士資格を取得した者は、医療的ケアまたは実務者研修を修了していない可能性があるので、必ず書面で修了を確認する必要があります。

※注2 登録研修機関で実地研修を修了した介護福祉士について

- 登録研修機関で実地研修を修了した者は、認定特定行為業務従業者として認定を受け、喀痰吸引等行為を行うことも可能です。

○用語について

「登録喀痰吸引等事業者」

- 社会福祉士及び介護福祉士法第48条の三および同法施行規則第26条の二に規定。
介護福祉士が喀痰吸引等を行う事業者。

「登録特定行為事業者」

- 同法附則第27条に規定。
認定特定行為業務従事者が特定行為を行う事業者。

新たな手数料納付方法について

- 第1号・第2号の研修修了者が従事する事業所を登録する場合や、不特定認定証の交付申請をする場合は手数料の納付が必要です。
- 下記2種類からお選びいただけます。

●POSレジによる現金収納

(主に来庁による申請方法)

- ①HPから申請書をダウンロードし
必要事項を記入
※バーコードが汚損されると
読み取りができませんので、
ご注意ください。



- ②府庁等に設置された納付窓口へ
申請書を提出し、手数料のお支払い



- ③申請窓口へ印字済みの申請書・その他
必要書類を提出



申請書右上に手数料納付済みの
証明として印字致します。

●コンビニにおける収納

(主に郵送による申請方法)

※一部選択いただけないコンビニもございます。コンビニ取扱手数料が別途必要です。

- ①HPから申請書をダウンロードし
必要事項を記入
HP内の大阪府コンビニ納付サービスから申込みを行い、支払い用番号を取得



▼お申込み時に発行される支払用番号
(例)
受付番号: 123456
電話番号: 0312345678

- ②コンビニ店内端末での
操作・発券



コンビニ設置の端末で
「受付番号」・「電話番号」を
入力し**申込券**を出力する

- ③レジでのお支払い

申込券をレジに提示
お支払いをする



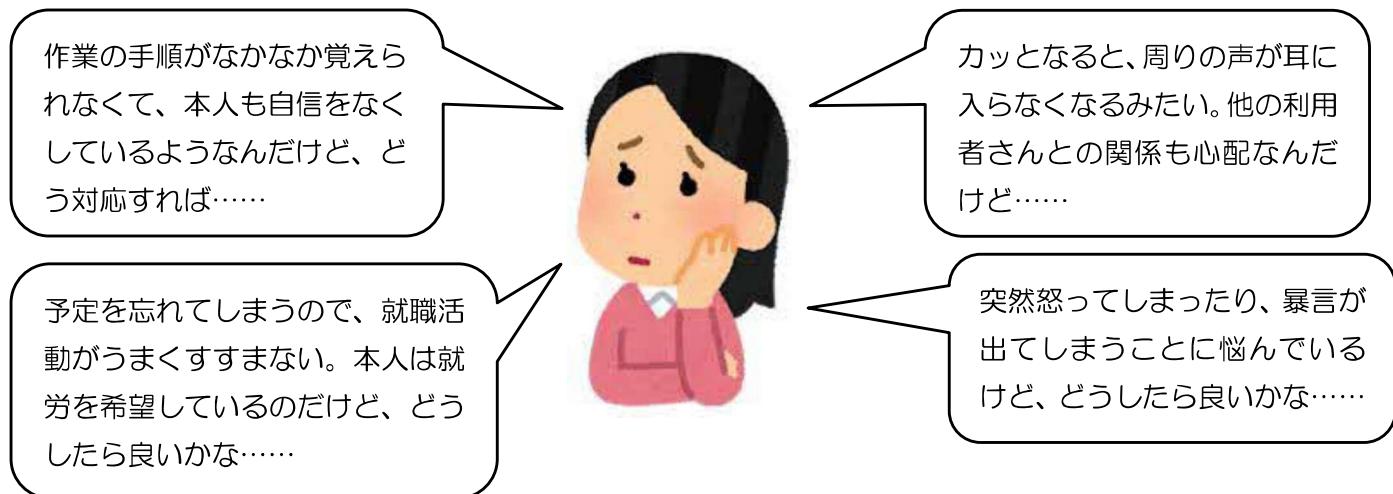
- ④申請窓口へ申請書・
その他必要書類・
大阪府手数料納付済証
を郵送(来庁申請も可)



受け取った「大阪府手数料
納付済証」は申請に必要と
なるため、なくさないよう
に注意してください。

大阪府内障がい福祉サービス提供事業所の皆さんへ

高次脳機能障がい支援 コンサルテーションのご案内



大阪府障がい者自立相談支援センター高次脳機能障がい支援コーディネーター（ケースワーカー、心理職等）が事業所にお伺いし、支援者の皆さまの相談に応じます

高次脳機能障がい支援コンサルテーションとは

支援が難しいと感じている高次脳機能障がいの事例について、状況や高次脳機能障がいの状態像の整理等を支援者の方とともにを行い、今後も事業所で支援をしていくためにどうすればいいのか、一緒に考えます。

対象

支援コンサルテーションを希望する大阪府内の障がい福祉サービス事業所
(事例に関しては、援護の実施機関が大阪府内のケースが対象です)

申込方法

高次脳機能障がいの方の援護の実施市区町村障がい福祉担当課を通じてお申込みください。

※コンサルテーションを利用できるか迷った場合やご質問がある場合等は、お気軽に下記問い合わせ先までご連絡ください。

問い合わせ先

大阪府高次脳機能障がい相談支援センター（大阪府障がい者自立相談支援センター身体障がい者支援課内）

TEL : 06-6692-5262 (平日 9:00~17:30)

H P : <http://www.pref.osaka.lg.jp/jiritsusodan/kojinou/index.html>

就労系サービス事業所の皆さん

働くうえで必要な自己理解を深める 「発達障がい者のための就労サポートカード」をご活用ください!!

発達障がい者のための就労サポートカードとは

発達障がい者のための就労サポートカードは、障がいのある方本人と支援者が、訓練や実習、職場で働いた経験を、面談などを通じて振り返りながら、働くうえでの強みや事業主に伝えるべき配慮事項などを整理するアセスメントツールです。主に、「得意・苦手を整理するシート」「セルフケアと配慮事項を整理するシート」の2種類で構成されています。

ココがポイント!!

このカードの特徴は、本人と支援者双方の考え方（評価）を対比して書くようになっているところです。実習経験や面談での振り返りを重ねつつ、本カードを使用することで、双方の考え方（評価）の差異を埋めながら、働く上で必要な自己理解や、支援者と本人の共通理解が深められるようになっています。

①得意・苦手を整理するシート

得意・苦手を整理するシート	
<p>なぜ使うの？</p> <p>就労場面での強みや、配慮が必要なことについて、本人と支援者が一緒に考えるために使用します。本人と支援者の認識（評価）に差異があれば、それを埋めながら本当に必要な配慮事項や強みを整理・検証します。</p> <p>いつ使うの？</p> <p>本人側：訓練や実習等を積み重ね、自身の作業（就労）経験がある程度話せるようになった段階で使用します。 支援者側：必ず、支援者としての基本的なアセスメントと、本人との関係性が、ある程度できた段階で使用してください。</p> <p>どうやって使うの？</p> <p>面談等の中で、本人と支援者が話し合いながら一緒に作成します。</p>	<p>作成日：_____ 名前：_____</p> <p>長く続けられた仕事、好きだった仕事、ほめられたことのある作業は？</p> <p>①好きだった仕事・得意な作業・うまくいっていること</p> <p>なぜその作業が得意？得意な作業に共通することはある？</p> <p>【自己評価】①に共通する作業の特徴や環境 ※記載項目例A参照</p> <p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p> <p>自分自身が感じていること（自己評価）</p> <p>②しんどい感じる仕事・苦手な作業・うまくいっていないこと</p> <p>なぜその作業がしんどい？苦手な作業に共通することはある？</p> <p>【自己評価】②に共通する作業の特徴や環境 ※記載項目例A参照</p> <p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p> <p>【他者評価】働く上で強みとなる作業の特徴や環境 ※記載項目例Aを参照</p> <p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p> <p>支援者や会社の人が、感じていること（他者評価）</p> <p>【他者評価】配慮や工夫があればできる作業の特徴や環境 ※記載項目例A参照</p> <p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p> <p>上記項目はあなたが働くうえでの強みです。強みが活かせる作業や職場環境であれば、より働きやすいを感じたり、より自身の力が發揮できるかもしれません。</p> <p>上記の強みをより多く・より長く発揮できるようにするために、自分自身でがんばれることや、会社にお願いすることがあれば、別紙2「セルフケアと配慮事項を整理するシート」を活用し、その効果を検証してみてください。</p> <p>上記項目が①自分の頑張りや工夫でできること ②場面によってできること ③まわりの配慮（サポート）があればできること、それぞれにあてはまるのか考えみましょう。</p> <p>④にあてはまるものがあれば、別紙2「セルフケアと配慮事項を整理するシート」を活用し、職場や実習先での実践を通して、その効果を検証してみてください。</p>

続きは裏面へ

②セルフケアと配慮事項を整理するシート

なぜ使うの？

つまづきが予想されることや、うまくいっていないことへの対応策を考え、職場や実習先で実践し、その効果を検証するために使用します。

いつ使うの？

③④⑤は、特定の職場（実習先）が決まり、その環境や作業内容等が把握できた時点で使用します。⑥⑦は、その対応策を一定期間、職場（実習先）で実践したのちに使用します。

どうやって使うの？

面談の中で、本人と支援者が話し合いながら、一緒に作成します。

ココもポイント!!

エクセル形式で作成していますので、各機関で作成している既存の様式と併用するために、一部を抜粋していただく等、必要に応じて、加工、修正していただくことが可能です。

併用できるその他の就労支援ツール

○「合理的配慮のための対話シート」(H29.4 大阪府商工労働部就業促進課が作成)

障がいのある方と事業主が、働く上での配慮事項について話し合うために使用するシート。発達障がい者のための就労サポートカードを使い、合理的配慮のための対話シートに記載する内容を整理することができます。

○「精神障がい者の就労サポートカード」(H28.5 大阪府福祉部自立支援課が作成)

職場定着に必要な情報を本人、職場、支援機関で共有するためのツール。精神障がいのある方が、症状の波に気づくためのサインを状態別に整理し、その状態に応じて、本人や職場、支援機関が対処することを示した「定着支援シート」など。

昨年度に引き続き今年度も、就労系福祉サービス事業所等を対象として、サポートカードの周知及び活用促進を図るべく研修を実施する予定です。日程が決まり次第、市町村を通じたご連絡に加え、ホームページでも公表する予定です。

詳しい内容や精神・発達障がい者の就労サポートカード、合理的配慮のための対話シートの様式のダウンロードは大阪府福祉部自立支援課内のホームページまで

「大阪府 サポートカード」
でも検索いただけます!!



精神障がい者の就労定着支援を目的とした 「就労サポートカード」をご活用ください!!

精神障がい者の就労サポートカードとは

精神障がいのある方が働き続けるために何をどのように支援すべきかを検討の上、適切に対応していくためのツールとして、平成28年5月に大阪府福祉部自立支援課が作成いたしました。

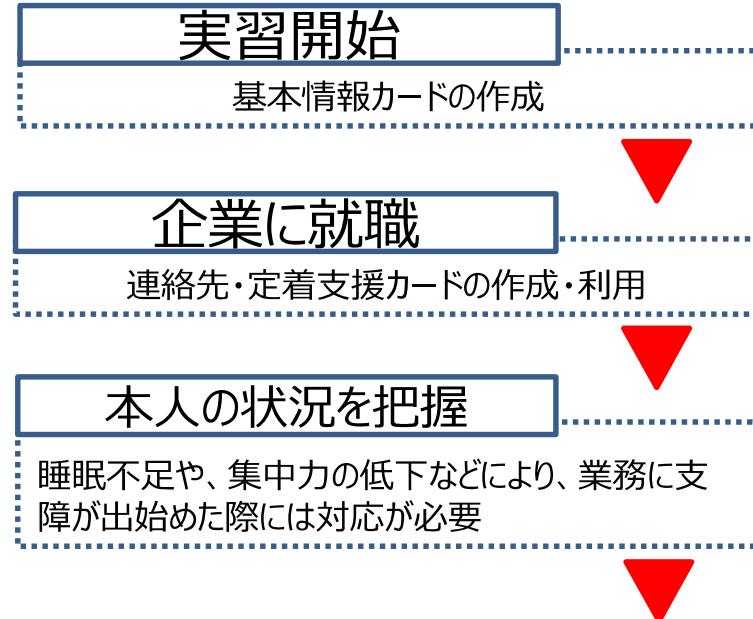
ここがポイント!!

- ・企業と就労支援機関、医療機関が連携し、精神障がいがある方の職場定着支援を行います。
- ・障がい特性や状態像、企業や支援機関の役割等の情報を可視化し、共有することができます。

こんな場面でご活用いただけます

- 企業(雇用主)への「情報提供のツール」として
- 企業(雇用主)が困ったときに相談する「連絡先を明確にするツール」として
- ケア会議などで決まった「支援の方向性を可視化するツール」として

精神障がい者の就労サポートカードの作成・利用の流れ



ここがポイント！

「基本情報」
「連絡先」
「定着支援」
の3枚のカードを
場面ごとで
活用していきます。

詳しい内容や、サポートカードの各様式のダウンロードについては大阪府福祉部自立支援課内のホームページまで

大阪府 サポートカード



「大阪府 サポートカード」
でも検索いただけます!!

ご協力のお願い～活用事例の募集について～

現在、「就労サポートカード」の活用事例を募集しております。

今後の「就労サポートカード」の普及や改訂の参考とさせていただきますので、ご協力いただける場合は、大阪府自立支援課(06-6944-9177)までお申し出ください。

○大阪府ITステーションについて

大阪府ITステーションでは、「働くことを目指す障がい者」に、個性の適正に応じて、企業への就職をめざす訓練や、在宅での就労をめざす訓練など、障がい者のICTを活用した就労支援相談を包括的に行うとともに、「障がい者雇用を考える企業」の双方を支援する「障がい者の雇用・就労支援拠点」として事業を開拓しています。

○ITステーションの利用の流れ

- ①利用相談予約（電話またはメール） ⇒ ②就労支援相談、スキルチェック ⇒ ③利用説明
⇒ ④IT講習等 ⇒ ⑤就労・定着支援

○受講者要件

- ①就労を希望されている方。

（どの講習を受講いただくかは、スキルチェック、利用相談、初回受講等で総合的に判断します。）

- ②大阪府在住者で、身体障がい者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳を所持する満15歳以上の方。（精神保健福祉手帳をお持ちの方は「主治医の意見書」が必要です）

- ③上記①、②の要件を満たし、現在これから働くと考えておられる方。

（就労継続支援A型事業所の利用者は就労とみなします。B型はみなしません）

※福祉サービス機関（就労移行支援事業所等）に登録されている方は、原則として支援員の方に同行いただいております。

○お問合せ（利用相談）

電話：06-6776-1222 E-mail：shien@itsapoot.jp

○所在地・開館時間

- ・大阪市天王寺区上汐4丁目4-1（夕陽丘高等職業技術専門校内1階の一部及び2階）
大阪メトロ谷町線・千日前線「谷町九丁目駅」3号出口南へ約600m ・谷町線「四天王寺前夕陽ヶ丘駅」1番出口北へ約600m
近鉄大阪線「大阪上本町」駅南西約800m
- ・月曜から金曜の9時から17時30分（休館：土曜・日曜・祝日・年末年始）

大阪府
ITステーションに
行ってみよう！

大阪府ITステーションは、障がいのある方がICT(情報通信技術)を活用して働くことができるよう、就労支援相談やIT技能習得のための講習・訓練を実施する、障がいのある方の就労支援の拠点です。

まずは…

なんでもお気軽に! 就労支援相談



就労をめざす障がいのある方へ、障がい特性に応じたIT講習・訓練、就職対策講習をご案内し、就労につながる包括的な支援を行います。障がいのある相談員による働き方アドバイスや、どのような仕事にどのような技能が必要かなど、一歩踏み出そうとしている皆さんの不安や悩みをここで解消します。

問い合わせ TEL:06-6776-1222 FAX:06-6776-1281
Eメール:shien@itsapoot.jp

IT技能を
身につけよう！

初心者でも大丈夫です！

就労支援IT講習・訓練 〈受講料無料〉

大阪府ITステーションでは、パソコンのスキルレベルに応じた講習・訓練を、障がい種別ごとに開催しています。パソコンのこと何も知らない!という方、働くためにもう少し、技能を向上させたい方、在宅での訓練を希望される方、さまざまな方が受講されています。受講を希望される方は、就労相談(事前予約)をお受けください。

スタート講習(個人指導)

パソコンの基礎知識と
基本操作を習得



基本講習・実践講習

仕事に必要な入力操作や
ビジネスソフトを習得



パソコン検定対策講習

ワープロ検定や情報処理技能検定などの
検定試験をサポートします。

- 聴覚障がいのある方の講習は、手話のできる講師がサポートします。
- 視覚障がいのある方の講習は、読み上げソフトを使用して行います。

心強い！

職業人をめざして！ 就職対策講習

就職は、技能さえ身につけばいいというものではありません。企業で求められるコミュニケーション能力やビジネスマナー等のソーシャルスキルを身につけ、就職活動に臨むために、IT講習・訓練とあわせて、各種の就職対策講習を用意しました。

- SST(ソーシャル・スキル・トレーニング)
- 就職ガイダンス
- メタ認知トレーニング
- 応募書類作成、模擬面接など
- パソコンを用いた認知機能トレーニング(JCORES)



さらに
安心を！

就職後もサポート! 就労・定着支援

応募書類の
作成や添削



模擬面接で
しっかり練習



大阪府ITステーションは就職サポートだけではありません！ コミュニケーション支援も行います

できる！を
めざします！

在宅重度障がい者IT支援

あきらめていたこと、できなかったこと、できるように！ 在宅の重度な障がいのある方へのICT(情報通信技術)利用や、コミュニケーションなどができるよう、さまざまなIT支援機器を活用した支援や相談も行っています。必要に応じてITセンターがお宅へ伺います。

小説を書いたり
詩を書いたり…



音楽や動画を
楽しみたい！

- スイッチ入力
マウスのクリックが難しい方には、わずかな動きや声で反応するスイッチでパソコン操作を可能に。
- 視線入力
四肢麻痺など、体を動かすことができなくとも視線でマウスやキーボードが操作できます。
- 音声入力
体を動かす事ができないが、会話が可能な方が、音声で文字入力やパソコン操作を。
- スクリーンキーボード
画面にキーボードを表示させ、マウスやスイッチで文字入力やパソコン操作を。

問い合わせ TEL:06-6776-1238



障がいがあっても、まなぶこと、つながること、はたらくことにチャレンジ！



＼「障がい者就労支援ガイドブック」を作成しました！！／



障がいのある人が一般企業へ就職すること・安心して働き続けることを叶えるために、支援者としての心構えや、就労支援に役立つノウハウを盛り込んだガイドブックを作成しました。



初任者におすすめ！

©2014 大阪府もずやん

読みやすい！

すぐ使える！



就労継続支援事業所
(A型・B型)向け



2022年4月3日 大阪府

就労移行支援事業所・
就労定着支援事業所向け

対象者

障がい者の就労支援に携わる方

- 就労移行支援事業所の支援者
 - 就労定着支援事業所の支援者
 - 就労継続支援事業所(A型・B型)の支援者
 - 障害者就業・生活支援センターの支援者
 - 指定特定相談支援事業所の支援者
 - 支援学校の進路指導の担当者
 - 市町村障がい福祉関係課の担当者
- など

ガイドブックのダウンロード

ダウンロードはこちらから：[大阪府ホームページ「障がい者就労支援ガイドブック」](#)

大阪府 障がい者就労支援ガイドブック

検索



スマホ・タブレットからも
ご覧いただけます。



ガイドブックの内容(目次)は
次ページ(裏面) ➔



©2014 大阪府もずやん

問合せ先

大阪府 福祉部 障がい福祉室 自立支援課 就労・IT支援グループ

TEL:06-6944-9178 FAX:06-6942-7215 メール: jiritsushien-01@gbox.pref.osaka.lg.jp

就労移行支援事業所・就労定着支援事業所向け

- 序章 就労支援員としての心構え

- 第1章 就労までの流れ

- ① 入所
- ② 個別支援計画の作成(入所から就労前実習まで)
- ③ 面談のポイント(就労支援で使えるテクニック)
- ④ 所内訓練
- ⑤ 体験実習
- ⑥ 教えて社長！！～企業の視点から～
- ⑦ 求職活動
- ⑧ 就労前実習
- ⑨ 就労・定着

- 第2章 地域連携

- 第3章 就労支援の「Q&A」

- 利用者のモチベーションを上げるには？
- 早期就職を希望する方への対応は？
- ビジネスマナーは不十分だが「仕事ならできる」と言う方への対応は？
- やりたい仕事がコロコロ変わってしまう方への対応は？
- 要求、要望が多い方への対応は？
- ハローワークはどう活用すれば良い？
- 障がい者枠と一般枠って何が違うの？
- 地域の支援機関とのつながりを作る良い方法は？
- 障がいの理解や受け止め方、良い伝え方は？ 他

- 第4章 大阪府の取り組み

- 第5章 参考資料集

就労継続支援事業所(A型・B型)向け

- 第1章 就労継続支援事業所として

- 第2章 支援者としての心得

- 第3章 日中活動から

- 第4章 地域連携

- 第5章 当事者・家族にとっての「就労」

- Q&A

- 日中活動で精一杯です。就職活動はどうすればいいですか？
- 支援者に就労支援の経験がありません。どのように支援を進めていけばいいですか？
- 一般就労につながれば利用者が減ります。運営はどうしたらいいですか？ 他

- 事例集

- 日中活動を通じて再就職をサポートした事例
- 就労継続支援事業所を利用中の一般就労へのモチベーション維持
- 社会復帰イメージと一緒に描いた個別支援
- 企業の立場に立ったアセスメントの必要性を学んだ事例
- これで良かったのか？という気持ちが残る事例 他

- 大阪府の取り組み

- 障害者総合支援法等の改正について(情報提供)

- 参考資料

大阪府工賃向上計画支援事業

働く障がい者を支援されるみなさんをサポートする大阪府の取り組みを紹介します。

ホームページやメールマガジンでも情報発信をしていますのでぜひご覧ください。

[大阪府工賃向上計画支援 ホームページ
<https://l-challe.com/kouchin/>]



取り組みのご紹介

1. 計画づくりや計画を効果的にすすめるための相談窓口を設けています

大阪府工賃向上計画支援事業では、工賃向上に向けた福祉施設の取り組みを支援するため、電話での常設相談窓口を開設しています。工賃向上をすすめるにあたっての様々な課題やお悩み事についてお聞きしています。また、必要に応じて経営コンサルタントや技術支援者等の専門家の派遣も行っております。事業についてのお尋ねも常設相談窓口にお問合せください。

 06-6949-3551

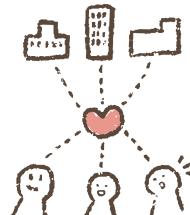
お気軽にお電話ください



2. 共同受注窓口の運営

受発注コーディネーターを配置して、企業や官公庁からご依頼いただいたお仕事を府内の福祉施設とつないでいます。請負作業や製品の出店販売などさまざまなお仕事について取り扱っています。また、府内にある他の共同受注窓口との連携を進めることで、市町村共同

受注ネットワーク会議を開催しています。
まだご参加でない共同受注窓口の方はぜひご参加ください。



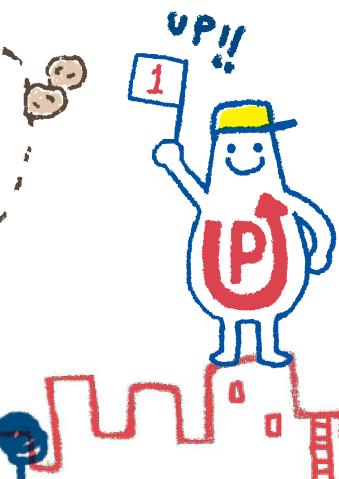
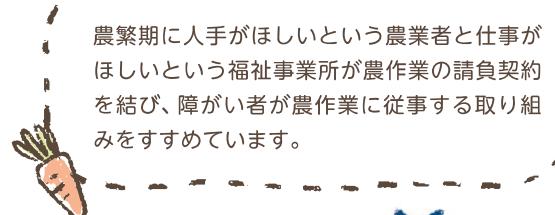
3. 農業と福祉を結ぶ農福連携事業

人手を必要とする農家と新たな職域開拓を考える福祉施設とを結び付けるために「農業インターンシップ」に取り組んでいます。施設外の作業は取り組むのに大変なことが多いですが、先ずは体験からはじめる形で参加してみませんか。お問い合わせ、お申し込みはエル・チャレンジまで。



農福連携（ハートフルアグリ）とは

農繁期に人手がほしいという農業者と仕事がほしいという福祉事業所が農作業の請負契約を結び、障がい者が農作業に従事する取り組みをすすめています。



4. こさえたんを広げよう

大阪府では、障がい福祉施設でつくられた製品を「こさえたん」という愛称で呼んでいます。多くの人にこさえたんを通じて働く障がい者の状況や福祉施設の取り組みを伝え、製品の購入や応援をしていただけるよう呼びかけています。



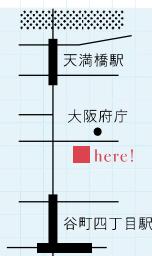
福祉のコンビニこさえたん



大阪府庁別館1階に「福祉のコンビニこさえたん」があります。平成29年4月にオープンして以来、ランチタイムのパンやお弁当の販売、その他焼き菓子や雑貨などの委託品販売でこれまでたくさん的人にご来店いただき製品をご購入いただいています。売り上げも年々伸びて、福祉のコンビニこさえたんは事業における製品販売の拠点として活動しています。なお、福祉のコンビニこさえたんに出品するには事前の申し込み・審査が必要となります。出品の申込情報は、以下の大阪府ホームページで確認してください。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/jiritsushien/kosaetann/kosaetann.html>

WEBショップもやってます ⇒
<https://cosaetan.raku-uru.jp/>



福祉のコンビニ こさえたん

営業日時 / 月～金 11:00～17:00
休業日 / 土日祝日
〒540-0008
大阪府大阪市中央区大手前 3-2-12
大阪府庁別館 1 階



福祉施設や製品の販売店等が製品の販売促進などにこさえたんロゴマークを使用する場合にはあらかじめ大阪府に対して申請をして認証をうけることが必要です。ロゴマークの認証は福祉のコンビニに出品する際の要件にもなっています。こさえたんロゴマークの申請につきましては大阪府福祉部障がい福祉室自立支援課までお尋ねください。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/jiritsushien/kosaetann/rogomaku.html>



こさえたんサポーター 募集中！



こさえたんサポーターは、こさえたんを購入したり、他の人におすすめしたりするこさえたんの応援団となる人です。大阪府ではこさえたんサポーターに登録する人を増やすことでたくさんの人にこさえたんの魅力を知っていただきたいと考えています。あなたもぜひこさえたんサポーターに。周りの人にもおすすめください。

サポーター登録はコチラから→



Facebook



@cosaetan

instagram



@cosaetan

twitter



@kouchin_osaka



お問い合わせ

一般社団法人エル・チャレンジ福祉事業振興機構
〒540-0006 大阪市中央区法円坂一丁目1番35号
TEL : 06-6949-3551 FAX : 06-6920-3522
mail : kouchin@l-challenge.com
URL : <http://www.l-challe.com/kouchin>

大阪府福祉部障がい福祉室自立支援課就労・IT支援グループ

〒540-0008 大阪市中央区大手前3-2-12 大阪府庁別館1階
TEL : 06-6944-2095 FAX : 06-6942-7215



働きたい 精神障がいのある方を 応援しませんか!?



「精神障がい者社会生活適応訓練事業」

「社適 - 精神障がい者社会生活適応訓練事業 - 」とは

精神障がいのある方が、支援機関のサポートを受けながら、大阪府が認めた企業など（協力事業所）での就労訓練や社会経験を通じて自立を図ることを目的とした事業です。

協力事業所を募集しています!!

精神障がいのある方の訓練の受入れに理解のある事業所からの申込みをお待ちしています。

協力事業所の声

- 精神障がいのある方を雇用するにあたり必要な配慮や対処法などの理解がより深まりました!
- 訓練生の成長が見られて嬉しいです!
- 訓練生の受入れを通して、支援機関との連携（情報共有や不調時の対応等）が重要であると理解できました!



協力事業所への委託料

訓練生を受入れていただく際、大阪府と訓練に関する委託契約を結びます。

1日1人につき訓練時間が4時間未満→1,000円 / 1日1人につき訓練時間が4時間以上→2,000円

詳しくは大阪府HPをご覧ください。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/keikakusuishin/syuroushien/syateki.html>



社会参加の第一歩

企業で就労訓練

「精神障がい者社会生活適応訓練事業」



「社適 - 精神障がい者社会生活適応訓練事業 - 」とは

精神障がいのある方が、支援機関のサポートを受けながら、大阪府が認めた企業など（協力事業所）での就労訓練や社会経験を通じて自立を図ることを目的とした事業です。



社適を活用して 不安を解消 しませんか!?

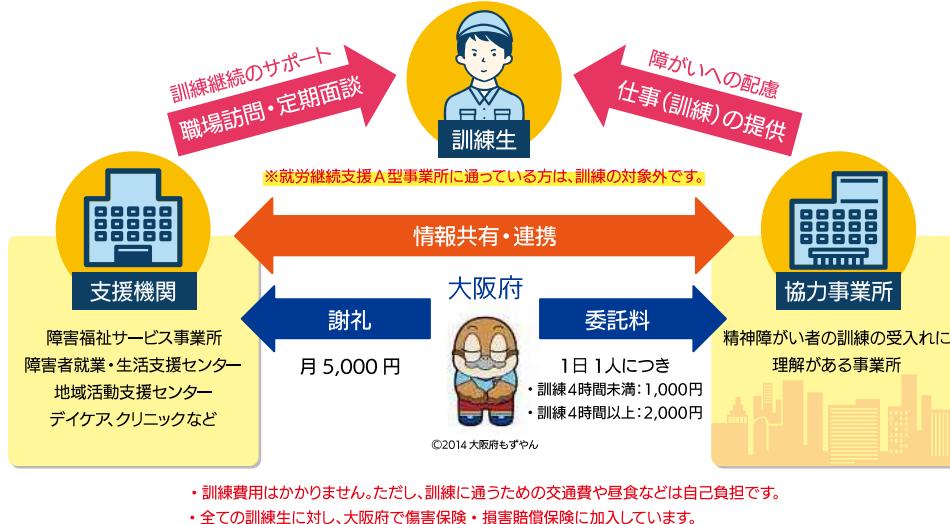


訓練を受けることができる方

下記すべてを満たしている方が対象です

- 大阪府内（大阪市、堺市除く）にお住まいの方
- 精神科医療機関に通院中の方
- 精神障害者保健福祉手帳を持っている、または自立支援医療が適応されている方

社適の訓練システム



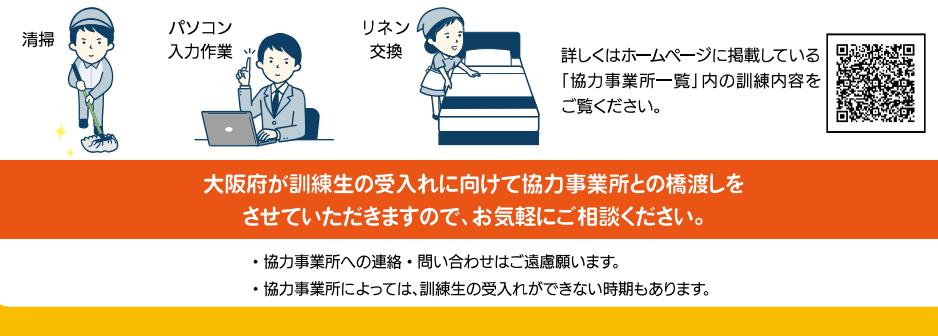
訓練の流れ 2つのコース

訓練期間は、下記コースいずれも、原則6か月間^(※)です。訓練期間を延長する場合は、その可否についての審査があります。両方のコースで訓練を行うと、最長2年間の訓練が可能です。

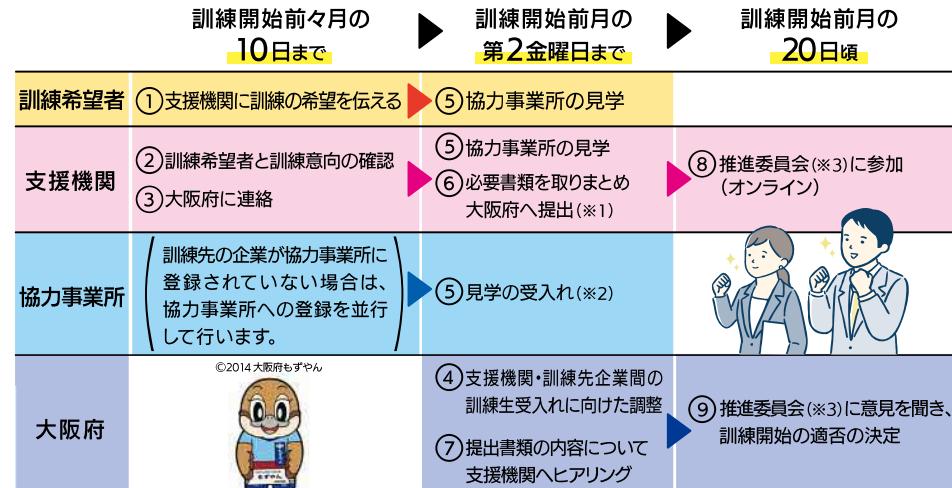
^(※)社会参加コースは、3ヶ月間の訓練も可能です。



訓練内容の例



訓練開始までの流れ -お申込み方法- (①~⑨の順で進みます。)



^(※1)郵送だけでなく、電子メールでの提出が可能です。

^(※2)協力事業所の登録後、初めて訓練生を受入れる場合は大阪府が現地確認に伺います。

^(※3)大阪府が訓練開始の適否等に関する意見を聞くために設置しています。精神科医等で構成され、訓練の進め方、支援のポイント、注意すべきこと等のアドバイスも行います。

社適を利用するメリット

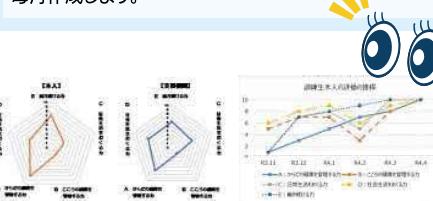
訓練生にとっては…



- 自身の状態に合わせた訓練が可能(週1日、3時間から)です!
- 長期的かつ実践的な訓練により、働くための力を身につけることができます!

社適では、チェックシートを活用し訓練効果を高めます。

訓練生・支援機関・協力事業所は、「チェックシート」を毎月作成します。



支援機関にとっては…



- 長期的かつ実践的な訓練により、訓練生の成長の過程を観ることができます!
- 推進委員会から支援のアドバイスが受けられます!

チェックシートの活用により得られる効果

訓練生にとっては…

目標をより強く意識することができ、また、訓練の成果を可視化することで、自身の成長を実感することができます。

支援機関にとっては…

訓練生と支援者の評価を可視化し、共有することで、課題の整理や今後の支援に役立つことができます。

協力事業所にとっては…

訓練生の目標や評価、今後身につけたい力を把握することで、どのように貢献できるか(できているか)を明確にすることができます。

気になった方は裏面の問合せ先までお気軽にご連絡ください!

OSAKAしごとフィールド お問い合わせ

総合受付・各種サービスのご予約

OSAKAしごとフィールドのご案内、各種サービスのご予約などを承ります。
求職者の方は困ったら、まずはこちらへ。
※FAXでお問い合わせの場合は、問い合わせ内容、氏名、連絡先、登録番号(ご登録済みの方)をご明記ください。

■ 06-4794-9198

■ 06-6232-8581

✉ oshigoto@shigotofield.jp

【営業時間】
平日】9:30~20:00 【土曜】9:30~16:00
休 日・祝・年末年始

【相談時間】
平日】10:00~20:00 (19:00 受付終了)
※「子育て・しごと応援ルーム『ふあみタス』」
10:00~17:30 (16:30 受付終了)
休 土・日・祝・年末年始

facebook osakashigotofield

twitter @OSF_JOBhunt

その他 求職者向け相談窓口等のご案内

2F 大阪東ハローワークコーナー

求人情報の提供・職業相談・職業紹介をおこなっています。

■ 06-7669-9571

【平日】10:00~18:30 (休 土・日・祝・年末年始)

2F 大阪府地域若者サポートステーション

働くことについて悩んでいる15歳~49歳までのみなさまをサポートしています。相談は事前に電話予約が必要です。

■ 06-4794-9200 https://osapo.jp

【平日】9:30~17:00 (休 日・祝・年末年始)

相談時間は平日10:00~16:00、土曜10:00~15:00
夜間相談は水曜17:00~19:00、木曜17:00~19:00(月1回)

オンラインコンテンツ「リビングルーム」のご案内

過去に実施した一部のセミナーのアーカイブ動画や、応募書類作成のポイントなど、就活中の方に役立つ情報を配信しています。OSAKAしごとフィールドのメンバー登録をした方であれば、無料でさまざまなコンテンツをご覧いただけます。

特設ページ QRコード▶



就活に役立つ
動画や記事を配信中！

選考突破のためのスキルアップ！
面接突破セミナー

「テンプレ職歴書」を「心動く職歴書」へ
悩める職歴書、添削します

自分にあった自己分析を知ろう！
自己分析講座 など



大阪府



Free Power

Free Wi-Fi

OSAKAしごとフィールド



OSAKAしごとフィールド スタッフ

就活の進め方をアドバイス
キャリアカウンセリング

応募書類の作成、就活の調べ物に
パソコン・作業スペース

就活スキルアップから企業との出会いまで
セミナー・企業交流会・職場体験

求人検索、職業相談・紹介なら
大阪東ハローワークコーナー

本番ながらのシミュレーションも!
書類添削・模擬面接

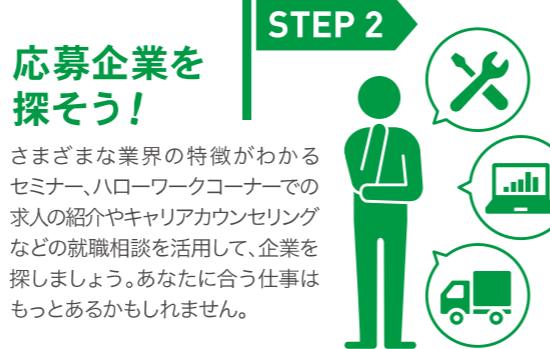
子育てしながら働きたい方を応援!
保活相談・一時保育サービス





企業と人が出会う場所、 OSAKAしごとフィールド

OSAKAしごとフィールドは、年齢・状況を問わず「働きたい」と思っているすべての方にご利用いただける総合就業支援拠点です。みなさま一人ひとりに合わせた就職活動の進め方をアドバイスし、就職決定や働くために必要な力を身につける機会、あなたに合った企業との出会いをサポートします。



スタッフ一員で応援します!



ひとりで進めない就活。
まずはお電話ください。

何が正解なのかわからないのが就職活動。だからこそ、ぜひわたしたちの力を借りてください。さまざまな経験を積んだスタッフが揃っています!



お子様連れでも
ご利用いただけます!

お子様同伴OKのカウンセリングやセミナーを実施していますので、ぜひご一緒に越しください。仕事と子育ての両立や働き方、保活等に悩むパパ・ママを全力でサポートします。



障がいのある方もご安心を!

専門知識を持ったカウンセラーが在籍しています。また、職業訓練施設や障がい福祉サービス事業所等とも必要に応じて連携しながらサポートしています。



あなたに合う仕事、探しましょう!

これまでの経験やご希望をお伺いし、あなたに合った仕事探しのお手伝いをしています。OSAKAしごとフィールドで、わたしたちと一緒に新たな一步を踏み出しましょう。

求職者向けメニュー

「相談や就活対策をしたい」

キャリアカウンセリング・面接対策・書類添削



働くことに関するさまざまなお悩みについて、国家資格を持つキャリアカウンセラーと一緒に考え、解決できるようお手伝いします。Webでのご相談も可能です。また、模擬面接や応募書類の添削も行います。

※カウンセラーによる「ワンポイントアドバイス」(20分間・当日予約・先着順)もございます。

こんな方に
おすすめ!

- 就活や仕事に就く上での不安や悩みを相談したい
- 志望動機をうまく説明できない
- 自分に向いている仕事がわからない

「セミナーに参加したい」

自己分析・スキルアップ



就活に役立つさまざまなセミナーやイベントを実施しています。

こんな
セミナー
やってます!

- 自己分析や業界研究など、自分に合う仕事の発見につながるセミナー
- 応募書類作成や面接のコツなど、就活に必要なスキルが身に付くセミナー
- PCスキルなど、就活や仕事で必要なスキルが学べるセミナー

「作業スペースを利用したい」

就活書類の作成・印刷・調べもの



無料Wi-Fi、パソコン、モバイル用コンセントをご用意しています。就職活動に必要な書類の作成や調べ物等にご活用ください。また、ブックコーナーでは、仕事に関する書籍を取り揃えています。

「企業と出会いたい」

しごと体験・合説・企業面接会・企業情報検索



「たくさんの企業と出会いたい!」「仕事内容をじっくり知りたい!」という方へ、企業と出会えるさまざまなメニューをご用意しています。

こんな
イベント
やってます!

- 複数の企業担当者と話ができる交流会
- 自分に合う仕事をじっくり見極められるしごと体験
- オンライン上で企業に出会える企業情報掲載サイト

「ハローワークを利用するしたい」

求人情報提供・職業相談・紹介



OSAKAしごとフィールド内には、ハローワーク大阪東が運営する「大阪東ハローワークコーナー」を設置しています。全国のハローワークで受け付けた求人の中から、正社員やパートなどご希望に合ったものを効率よく探せます。求人の紹介をはじめ、求人情報に関するご質問、仕事を選ぶにあたってのご相談などにご利用ください。

「保育について相談したい」

保育所探し・一時保育サービス



「子育て・しごと応援ルーム『ふあみタス』」において、保育士資格を持つカウンセラーが「子育てと仕事の両立ってどうしたらうまくいくのかな?」「仕事を始めるために、子育てや家事の役割分担について話し合いたいな…」といった悩みをお持ちの方のご相談に応じています。また、お子様連れでご参加いただけるセミナーも毎月開催しています。同じ建物内の連携保育所「保育ルーム キッズのみの木」では、面接時等にご利用いただける一時保育サービスもございます。(無料。対象:6か月~2歳)
※「働くママ応援コーナー」より名称変更

DX人材ラボ

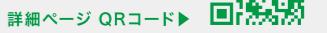
(にあつトレーニング受講体験)



就職に向けたデジタルトランスフォーメーション(DX)に関するスキルアップトレーニングが体験できます。トレーニングの内容やDXスキルを活かした就職に関するご相談にも応じています。

【平日】9:30~18:00 (予約不要)

※イヤホンをご持参ください。



※OSAKAしごとフィールドでは、ジョブカフェ(若年者のためのワンストップサービスセンター)のサービスも提供しています。

※本資料につきましては、施設で従事する配置医師の先生方や、診療報酬請求事務ご担当者さまにもご覧いただきますよう、ご配慮方よろしくお願ひします。



大阪府広報担当副知事もずやん

◆医療費の適正な保険請求等にあたって

I 指定障害者支援施設等における医療費の適正な保険請求

II 配置医師以外の保険医が診療する場合の取扱い

◆柔道整復、はり、きゅう及びあん摩・マッサージの施術に係る療養費について

令和5年6月

大阪府 健康医療部 健康推進室

国民健康保険課 医療指導グループ

【お問合せ先】

TEL06-6941-0351（内線 2474、2477）

◆医療費の適正な保険請求等にあたって

I. 指定障害者支援施設等における医療費の適正な保険請求

指定障害者支援施設等に入所している患者に対して、配置医師等が診療を行い、以下に該当する場合は、自立支援給付、措置費等の他の給付において評価されているため、記載する診療報酬は算定できません。返還となるケースが多いことから、ご留意ください。

1. 以下の(1)～(5)のいずれかに該当する医師（以下、「配置医師」という。）が、それぞれの配置されている施設に入所している患者に対して行った医療の一部

- (1)病院又は診療所と以下の種別の施設が合築又は併設されている場合の、当該病院又は診療所の医師
①指定障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）（以下「障害者総合支援法」という。）第5条第7項に規定する生活介護を行う施設に限る。）、②盲導犬訓練施設、③救護施設、④乳児院、⑤児童心理治療施設
- (2)障害者総合支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号）第4条第1項第1号の規定に基づき指定障害者支援施設に配置されている医師
- (3)障害者総合支援法第5条第6項に規定する療養介護を行う事業所に配置されている医師
- (4)救護施設、更生施設、授産施設及び宿泊提供施設の設備及び運営に関する最低基準（昭和41年厚生省令第18号）第11条第1項第2号の規定に基づき、救護施設（定員111名以上）に配置されている医師
- (5)児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第21条第1項又は第73条第1項の規定に基づき、乳児院（定員100名以上の場合は児童心理治療施設に配置されている医師

指定障害者支援施設等の「配置医師」が行う診療の一部

指定障害者支援施設等に入所している患者に対して、配置医師（併設医療機関の医師も含む）が行った診療については、自立支援医療、措置費等の他給付（以下「他給付」という。）において評価されているため、以下の診療報酬は算定できません。

- | | | |
|-----------|------|--------|
| ・初診料 | ・再診料 | ・外来診療料 |
| ・小児科外来診療料 | ・往診料 | |

2. 施設種別ごとの算定できない診療報酬

① 指定障害者支援施設等、全ての施設の配置医師が算定できない診療報酬

指定障害者支援施設や特別養護老人ホーム等に入所している患者に対する一部の診療については、他給付で評価されることから、以下の診療報酬は算定できません。

- | | |
|------------------|-----------------------|
| ・特定疾患療養管理料 | ・認知症地域包括診療料 |
| ・小児かかりつけ診療料 | ・生活習慣病管理料 |
| ・退院前訪問指導料 | ・在宅自己注射指導管理料 |
| ・在宅小児低血糖症患者指導管理料 | ・在宅酸素療法指導管理料 |
| ・在宅経腸投薬指導管理料 | ・在宅腫瘍治療電場療法指導管理料 |
| ・在宅経肛門的自己洗腸指導管理料 | ・在宅中耳加圧療法指導管理料 他 26項目 |

(2) 指定障害者支援施設（生活介護を行う施設に限る。）の配置医師が算定できない診療報酬

上記①に加え

- ・小児科療養指導料

(3) 乳児院（定員 100 名以上）の配置医師が算定できない診療報酬

上記①に加え

- ・小児特定疾患カウンセリング料

(4) 児童心理治療施設の配置医師が算定できない診療報酬

上記①に加え

- | | |
|---------------|-----------------|
| ・通院・在宅精神療法 | ・救急患者精神科継続支援料 |
| ・心身医学療法 | ・通院集団精神療法 |
| ・精神科作業療法 | ・精神科ショート・ケア |
| ・精神科デイ・ケア | ・精神科ナイト・ケア |
| ・精神科デイ・ナイト・ケア | ・小児特定疾患カウンセリング料 |

3. 以下の(1)～(5)のいずれかの施設に入所している患者については、配置医師（併設医療機関の医師も含む）であるか否かに関わらず、次に掲げる診療報酬の算定の対象としない。

- (1) 指定障害者支援施設（生活介護を行う施設に限る。）
- (2) 療養介護事業所
- (3) 救護施設(定員 111 名以上)
- (4) 乳児院(定員 100 名以上)
- (5) 児童心理治療施設

上記(1)～(5)の施設に入所している患者について、算定できない診療報酬

- | | |
|------------------------------------|-----------------------|
| ・在宅療養指導料 | |
| ・診療情報提供料(I)(注2、注4及び注16に該当する場合に限る。) | |
| ・在宅患者訪問診療料 I・II | ・在宅患者共同診療料2及び3 |
| ・在宅時医学総合管理料 | ・施設入居時等医学総合管理料 |
| ・在宅患者訪問看護・指導料 及び 同一建物居住者訪問看護・指導料 | |
| ・在宅患者訪問点滴注射管理指導料 | ・在宅患者訪問リハビリテーション指導管理料 |
| ・訪問看護指示料 | ・介護職員喀痰吸引等指示料 |
| ・在宅患者訪問薬剤管理指導料 | 他 19項目 |

4. 指定障害者支援施設（生活介護を行う施設に限る。）における例外として、障害者総合支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成19年1月26日障発0126001号）第三の1により医師を配置しない取扱いとしている場合における当該施設に入所している者に対して行った診療については、上記1（初再診料等）及び3（在宅療養指導料等）による取扱いの対象としない。

ただし、次に掲げる診療報酬等の算定の対象としない。

配置医師を設置しない取扱いとしている指定障害者支援施設でも算定できない診療報酬

- ・在宅患者訪問看護・指導料
- ・同一建物居住者訪問看護・指導料
- ・在宅患者訪問点滴注射管理指導料
- ・訪問看護指示料
- ・精神科訪問看護・指導料
- ・精神科訪問看護指示料
- ・訪問看護基本療養費
- ・精神科訪問看護基本療養費
- ・訪問看護管理療養費（24時間対応体制加算、24時間連絡体制加算、特別管理加算、退院時共同指導加算、退院支援指導加算、在宅患者緊急時等カンファレンス加算、看護・介護職員連携強化加算及び専門管理加算を含む。）
- ・訪問看護管理療養費（在宅患者連携指導加算を算定する場合に限る。）
- ・訪問看護情報提供療養費
- ・訪問看護ターミナルケア療養費（遠隔死亡診断補助加算を含む。）

5. 指定障害者支援施設のうち、障害者総合支援法施行規則（平成18年2月28日厚生労働省令第19号）第6条の7第1号に規定する自立訓練（機能訓練）を行う施設では、次に掲げる診療報酬等の算定の対象としない。

自立訓練（機能訓練）を行う施設で算定できない診療報酬

- ・在宅患者訪問看護・指導料
- ・同一建物居住者訪問看護・指導料
- ・在宅患者訪問点滴注射管理指導料
- ・訪問看護指示料
- ・精神科訪問看護・指導料
- ・精神科訪問看護指示料
- ・訪問看護基本療養費
- ・精神科訪問看護基本療養費
- ・訪問看護管理療養費（24時間対応体制加算、24時間連絡体制加算、特別管理加算、退院時共同指導加算、退院支援指導加算、在宅患者緊急時等カンファレンス加算、看護・介護職員連携強化加算及び専門管理加算を含む。）
- ・訪問看護管理療養費（在宅患者連携指導加算を算定する場合に限る。）
- ・訪問看護情報提供療養費
- ・訪問看護ターミナルケア療養費（遠隔死亡診断補助加算を含む。）

II. 配置医師以外の保険医が診療する場合の取扱い

指定障害者支援施設や、特別養護老人ホーム等に入所している患者に対する診療で、保険医が配置医師でない場合、算定できるケースと算定できないケースがありますので、ご留意ください。

保険医が配置医師でない場合の診療

- (1) 患者の傷病が配置医師の専門外にわたるものであり、入所者又はその家族等の求め等を踏まえ、入所者の状態に応じた医学的判断による配置医師の求めがある場合に限り、以下の診療報酬を算定できる。
- (2) (1)に関わらず、入所者又はその家族等の求めや入所者の状態に応じた医学的判断による配置医師の求めが明らかではない場合であっても、緊急の場合であって、施設の管理者の求めに応じて行った診療について、以下の診療報酬を同様に算定できる。

- ・初診料
- ・再診料(外来診療料を含む)
- ・往診料
- ・検査(医科点数表第2章第3部の検査に係る診療報酬)
- ・処置等(医科点数表第2章第9部の処置等に係る診療報酬)

ただし、入所者の求めによってではなく、医学的な健康管理のために定期的に特別養護老人ホーム、指定障害者支援施設等を訪問して診療する場合は、その保険医は配置医師とみなされ、初診料、再診料(外来診療料を含む)及び往診料が算定できません。

個別的な入所者からの求めに対応するためのものなのかを確認の上、算定してください。

※本資料の記載事項は、厚生労働省通知文書の一部を抜粋して掲載したものです。詳しくは、「大阪府ホームページ」に掲載している、同省通知文書《「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」の一部改正について》等をご覧ください。

◆大阪府ホームページ

福祉施設(特別養護老人ホーム等)における適正な医療保険請求について(施設・医療機関向け)

http://www.pref.osaka.lg.jp/kokuho/iryouseido/shisetu_seikyu.html

大阪府 福祉施設(特別養護老人ホーム等)における適正な医療保険請求

検索



【福祉施設における医療費の適正な保険請求】

- 厚生労働省保険局医療課長通知(令和4年3月25日付け 保医発0325第3号)
《「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」の一部改正について》
- 厚生労働省保険局医療課長通知(令和4年3月25日付け 保医発0325第2号)
《「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について》
- 厚生労働省保険局医療課事務連絡(平成18年4月24日付け)
《「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」の運用上の留意事項について》

◆柔道整復、はり、きゅう及びあん摩・マッサージの施術に係る療養費について

1. 経済上の利益の提供による誘引の禁止

施術所が、集合住宅・施設の事業者等に対して金品(いわゆる紹介料)を提供し、患者の紹介を受け、その結果なされた施術については、療養費(健康保険)支給の対象外です。

2. 施術には、健康保険を「使えるもの」と「使えないもの」があります

保険適用 施術種別	○ 使えます	✗ 使えません
柔道整復師の施術 (整骨院・接骨院など)	・骨折、脱臼、打撲および捻挫 (肉ばなれ)を含む) ※骨折および脱臼は、応急の場合を除き 医師の同意書などが必要です	・単なる肩こり、筋肉疲労 ・交通事故等による後遺症 ・仕事中に起きた事故による負傷 など
はり師・きゅう師の 施術 (鍼灸院など)	・医師の同意書等を得た、神経痛、リウマチ、頸腕症候群、五十肩、腰痛症、頸椎 捻挫後遺症など	・原則として左記以外のもの ・保険医療機関で同一疾病を治療中の場合
あん摩マッサージ 指圧師の施術 (マッサージ院など)	・医師の同意書等を得た、筋まひ・筋委 縮・関節拘縮など、医療上のマッサージ を必要とする症例	・原則として左記以外のもの ・疲労回復や慰安が目的のあん 摩マッサージ

3. 施術のうち、往療には

健康保険の「対象となるもの」と「対象とならないもの」があります

柔道整復施術	◇往療料は、下肢の骨折又は不全骨折、股関節脱臼、腰部捻挫等による歩行困難等、真に安静を必要とするやむを得ない理由により患家の求めに応じて患者に赴き施術を行った場合に算定できるものであり、単に患者の希望のみにより又は定期的若しくは計画的に患者に赴いて施術を行った場合には算定できない。 ◇同一の建築物に居住する複数の患者を同一日に施術した場合、原則1人分のみ往療料を算定できるもので、別々には算定できない。
はり、きゅう及び あん摩マッサージ の施術	◇あん摩マッサージについては、主治の医師から同意を得た往療であること。 ◇往療料は、歩行困難等、真に安静を必要とするやむを得ない理由等により通所して施術を受けることが困難な場合に、患家の求めに応じて患者に赴き施術を行った場合に算定できる。 ◇治療上真に必要があると認められる場合(定期的・計画的に行う場合を含む。)に支給できるもので、単に患者の求めに応じた場合又は患者の求めによらず定期的・計画的に往療を行う場合は往療料を算定できない。 ◇同一の建築物に居住する複数の患者を同一日に施術した場合、原則1人分のみ往療料を算定できるもので、別々には算定できない。

障害福祉にかかる審査支払事務について

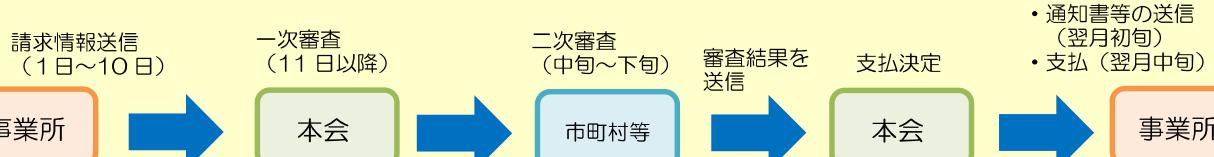
概要

障害者総合支援法及び児童福祉法では、市町村（または都道府県）は障害福祉サービス費等の審査及び支払に関する事務を、都道府県国民健康保険団体連合会に委託することができることになっており、市町村等からの委託により請求情報の受付から審査・支払に関する業務を本会が行っています。

事業所が作成した請求情報は、国民健康保険中央会（以下「国保中央会」）が管理・運営する電子請求受付システムで受け付けられ、本会での一次審査後、市町村等にて行われる二次審査の結果に基づき、事業所へ請求月の翌月中旬に支払を行います。

また、国保中央会が管理・運営を行う事により、他府県の受給者についても本会で受付から支払までが可能です。

【請求～支払までの流れ】



エラーについて

事業所が提出した請求情報に各種台帳情報との不整合や、報酬算定ルールに則していないものがあると本会の一次審査にて「エラー」となり、「返戻」として処理されることになります。

下記は本会の一次審査にてエラーとして多く出力しているコードの一例です。

EG13	資格：受給者台帳にサービス提供年月時点で有効な受給者の支給決定情報が登録されていません
EH12	資格：請求明細書の契約情報「決定サービスコード」に該当する受給者台帳の支給決定情報がサービス提供年月時点で有効ではありません

警告について

警告とは、本会の一次審査では判断ができず、市町村等の二次審査で返戻か支払いかが判断されます。

【警告の種類】 ※：警告 ▲：警告（重度） ★：警告（エラー移行対象）

★：警告（エラー移行対象）について

令和5年10月サービス提供分（令和5年11月審査）以降は、本会の一次審査にてエラー（返戻）となる警告です。エラー（返戻）に移行するまでに、必ず請求内容のご確認をお願いします。

※ なお、令和5年6月審査から、★：警告（エラー移行対象）が出力されている事業所については、別途本会から電子請求受付システムにて通知を行っておりますので、必ずご確認をお願いします。

令和5年11月審査以降に返戻になる★：警告（エラー移行対象）一例 ※下記は一例です。

PC54	★受付：事業所台帳の「福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の有無」が「無し」のため、ベースアップ等支援加算は算定できません
EF82	★受付：1つの請求明細書内において、利用者負担上限額管理加算が複数のサービスで算定されています

本会ホームページには、上記以外の「★警告（エラー移行対象）一覧」、エラーや警告の対処方法についての「エラー対応マニュアル」等を掲載しています。

『大阪府国保連合会HP > 障がい福祉事業所等の皆様 > 請求・支払関係 > 参考資料(サービスコード表等)』をご参照ください。



事業所向けインターネット情報公開支援サービス「Oh!Shien」について

概要

大阪府国民健康保険団体連合会（以下：本会）独自システムである「Oh ! Shien」は事業所向けインターネット情報公開サービスで、10日までに提出した請求情報に対する審査結果を公開しております。

機能について

ご利用は無料です！

★ 返戻になる前に確認できる エラー・警告がわかる！

「Oh!Shien」では、本会での一次審査期間中に審査結果を確認することができます！

★ 請求にエラー・警告があった…そんなときでも大丈夫 請求の差し替え可能！

請求データの差し替え期間（※）に誤ったデータを削除し、電子請求受付システムで再送信することで、請求情報の差し替えを行うことができます！

※ 差し替え期間：請求締切日の翌営業日 14時30分ごろ～3営業日目 16時まで

★ さらにうれしい 過去2年間の請求履歴や支払通知等が確認できる！

過去2年間分の請求履歴を受給者（利用者）ごとに確認していただけるほか、支払決定額通知書や処遇改善加算等総額のお知らせなどの通知文書を取得していただけます。

Oh ! Shienの請求状況画面について



到達番号ごとに内容が表示されます。

受給者ごとにエラーと警告の内容確認ができます。

【見方】

※警告・▲警告（重度）・★警告（エラー移行対象）
(印が無いものはエラー（返戻）です。)

媒体区分	サービス提供年月	市町村等番号	受給者番号	給付費支払額	様式別	認証区分	備考	エラー内容	
								K11	K122
伝受	R02.04	27	*****	—				EE49	受付:障害児施設台帳にサービス提供年月時点で有効な上級看護管理事業者の指定情報が登録されていません
伝資	R02.04	27	*****	—				K11	K122
									契約決定サービスコード: d31000 EG61 ★資格:該当サービスの事業所との契約割引が受給者台帳の支給決定有効期間内ではありません
伝資	R02.04	27	*****	—				K11	K122
									契約決定サービスコード: d31000 EG61 ★資格:該当サービスの事業所との契約割引が受給者台帳の支給決定有効期間内ではありません
伝資	R02.04	27	*****	—				K11	K122
									契約決定サービスコード: d31000 EG61 ★資格:該当サービスの事業所との契約割引が受給者台帳の支給決定有効期間内ではありません
伝資	R02.04	27	*****	—				K11	K122
									契約決定サービスコード: d31000 EG61 ★資格:該当サービスの事業所との契約割引が受給者台帳の支給決定有効期間内ではありません
伝資	R02.04	27	*****	—				K11	K122
									契約決定サービスコード: d31000 EG61 ★資格:該当サービスの事業所との契約割引が受給者台帳の支給決定有効期間内ではありません
伝資	R02.04	27	*****	—				K11	K122
									契約決定サービスコード: d31000 EG61 ★資格:該当サービスの事業所との契約割引が受給者台帳の支給決定有効期間内ではありません
伝資	R02.04	27	*****	—				K11	K122
									契約決定サービスコード: d31000 EG61 ★資格:該当サービスの事業所との契約割引が受給者台帳の支給決定有効期間内ではありません
伝資	R02.04	27	*****	—				K11	K122
									契約決定サービスコード: d31000 EG61 ★資格:該当サービスの事業所との契約割引が受給者台帳の支給決定有効期間内ではありません

「Oh ! Shien」の詳しい内容・設定方法について

詳細な設定方法やマニュアルについては、本会ホームページをご参照ください。

URL <https://www.osakakokuhoren.jp/>

大阪府国保連合会HP > 障がい福祉事業所等の皆様 > 請求・支払関係 > 電子請求関連 > (2)事業所向けインターネット情報公開支援サービス(Oh!Shien)について

【問い合わせ先】

大阪府国民健康保険団体連合会 介護保険課（障がい福祉係）

TEL : 06-6949-5436